ISSN 2435-2659

労働問題研究所 IWHR 研究年報

Institute for Workers' Human Rights Annual Report

第 5 号

目　　次

第 5 号発刊の辞　尾崎正利

論　文

ケース研究：仮放免の両親から生まれた子供の在留資格　永井康之　1 頁

日系人移住者の定住化と高年齢化の課題：
大泉町における外国籍住民との共生社会をめぐる諸問題の解決は？　尾崎正利　20 頁

ドイツ障害者雇用にかかるスケッチ（第 4 回：未完）　小西啓文　40 頁

雑　報

2022 年度研究所の活動について　44 頁
2023 年度研究所活動予定について　44 頁
掲載原稿審査規定（含む執筆要領）　46 頁

NPO 法人労働問題研究所　　2023 年 6 月 1 日

5 号発刊の辞

NPO 法人労働問題研究所　理事長　尾崎正利

IWHR 研究年報もようやく 5 号を発刊することができました。労働問題研究所は 2013 年 3 月に発起人総会を開催し、同年 12 月に NPO 法人の認可を受け、以来サポーター会員を含め多くの皆様からのご支援をいただき、2021 年度から 8 年目に入りました。この間、労働者の人権や社会保障に直接及び間接的にかかわる多くのセミナーを開催し、とりわけ 2019 年度は活動報告に詳細を記載しておりますが、多くのセミナーを開催することができ、外部の研究機関との共催を 2 件実現させることができました。これもひとえに研究活動並びに研究成果のセミナーと云う形式での公開を支えてくださった、皆様方のご支援の賜物であると深く感謝申し上げます。

昨年から猛威を振るってきた新型コロナは、研究所の活動に大きな影響を与えましたが、その脅威はまだ衰えていない中で、何とかセミナー活動を毎年続けることができました。日本における社会活動が復活しつつある中、本年度の総会も昨年に続き、体面方式で開催される運びとなっていることは今後の活動方針を検討いただける機会と喜んでいる次第です。ご参加いただいた皆様方には深く感謝を申し上げます。2022 年度に開催されたセミナーは 20 回を記念する特別セミナーとなり、高知県立大学の根岸忠氏による「外国人への社会保障制度の適用に関する現状と課題：外国人労働者を中心に」として 2023 年 3 月 25 日に名古屋市「ウインクあいち」を会場として開催することができました。年度末の多忙な中で講師をお引き受けくださった根岸先生には大変感謝しております。

2022 年 12 月から念願であった電子版 Quarterly Review IWHR 創刊号（冬号）を公刊することができました。創刊号は三重県の若手社会保険労務士の皆さんの「うつ病罹患者の職場復帰」研究会の中間報告を掲載しています。2 号は本年度の春号で、これまで介護保険契約の課題について特別セミナーの講師をお引き受けいただいた本沢巳代子氏により、その後の政策の変化に伴う問題点を指摘していただきました。現在夏号を準備中ですが、会員の投稿をお待ちしています。なお、この Quarterly Review は 4 号（秋号）が公刊された段階で、IWHR 研究年報と同じく、国立国会図書館に登録し、納本する予定です。

第 5 号は掲載 3 編、並びに雑報として研究所の活動報告及び本誌査読規定（IWHR 研究年報第 2 号掲載論文から適用されています）を掲載することができました。COVID-19 禍に引続いた猛暑の中で執筆をしていただいた寄稿者に感謝を申し上げます。最初の論文は、永井康之氏の弁護士としての活動から生まれた労作です。日本の国籍法の制度的欠陥を指摘するとともに、子どもの国籍取得において国際条約を適用する可能性を論じています。加えて日系ラティーノに対するノン・ルフルモン・ルール適用の可能性にもこれまでのケース研究を通じて論じられ、司法が国際化に転換する必要性を指摘しました。尾崎正利氏は、大泉町での日系ラティーノ支援活動にアドバイザーとして参加した経験を基に彼らの来るべき高年齢化に対応するための重要な方途として、地域における日系ラティーノ・コミュニティ組織の確立と地域住民のコミュニティとの連会活動が不可欠ではないかと提案しています。それらは大泉町及びその周辺地域の産業化に不可欠な移住労働力の受入の関係について歴史的に整理・分析した結果に基づいています。小西啓文氏の「ドイツ障害者雇用に関するスケッチ」は前回に引続き連載 4 回目です。多忙な中執筆を継続していただいていますが、ぜひ次回以降の展開も期待されるところです。

2023 年 6 月 1 日

ケース紹介：仮放免の両親から生まれた子どもの在留資格

永井康之*

第１　はじめに

２０２３年６月９日、出入国管理及び難民認定法の改正法案が参議院で可決されて成立した。改正法案は入管収容に対する司法審査の導入見送り、送還停止効の一部解除、送還忌避罪の新設、管理措置制度の創設などの問題を指摘され、２０２１年に廃案となった旧改正法とほぼ同じ内容だった。２０２３年の国会審議の過程でも、現在の実務が抱えるさまざまな問題が表面化した。

改正法案の審議の中で大きくとりあげられた問題のひとつが仮放免の子どもたちの問題である。日本には２０１９年６月末時点において２０歳未満の仮放免者が３０４人存在した[1]。日本で生まれた仮放免の子どもは約２００人いるとされる。

外国人の子どもが日本で生まれた場合、出生後６０日間は在留資格を有することなく適法に日本に在留できる（入管法２２の２第１項）。出生後１４日以内には出生届を提出しなければならならない（戸籍法４９条）。また、出生後３０日以内に在留資格取得許可申請をしなければならない（入管法２２条の２第２項）。中長期在留資格が取得できなければ、６１日経過後に住民登録が抹消され、国民健康保険の加入資格を喪失するなど、さまざまな住民サービスを受けることが困難となる。

改正法案の審議の中で政府は、両親の在留資格がない子どもについて、家族一体として帰国させることを前提に、在留特別許可を与えることを否定し、例外的に相当期間本邦の初等中等教育機関で教育を受けているなどの事情がある場合において、例えば、親のほかに適切な養育者が存在し、自活するめどが立っているなどの事情も勘案して、在留特別許可を認めていると答弁する[2]。

上記のような方針から、政府は仮放免の両親から生まれた子どもが在留資格取得許可申請をした場合、これを受理しない。受理した場合であっても在留資格を付与せず、不許可とする[3]。子どもに在留資格を付与せず、両親と共に退去強制手続に乗せるためである。一方で、両親が既に帰国し、または行方不明の未成年子は、養育環境が整備されていれば、告示外定住者と認められる[4]。

２０２３年３月に退令取消訴訟中の仮放免の両親の子どもが生まれた。本稿では子どもの在留資格取得許可申請について進行中の事件の経過を説明し、当該事件で申し立てた仮の義務付けに対する名古屋地方裁判所の決定を紹介する。

第２　事案の概要

X さんの母親の B さんは日本生まれの日系３世ブラジル人女性である。出生後まもなく日本を出国

---

*執筆者は愛知県弁護士会所属弁護士で、元 CIATE 専務理事としてサンパウロ市で勤務し、日本に仕事を求める日系ブラジル市民や帰国者の相談業務も担当した。

1 第 211 回国会衆議院法務委員会議事録第 10 号令和 5 年 4 月 18 日 28 頁西山卓爾出入国管理庁次長答弁参照

2 第 211 回国会衆議院法務委員会議事録第 10 号令和 5 年 4 月 18 日 28 頁西山卓爾出入国管理庁次長答弁

3 筆者が聞いたところによると、本年にも関東地方で生まれた仮放免の難民申請者を両親に持つ子どもの在留資格取得許可申請が不許可になっている。

4 山脇康嗣『詳説　入管法と外国人労務管理・監査の実務－入管・労働法令、内部審査基準、実務運用、裁判例－〔第 3 版〕』641 頁（新日本法規、2022）

し、ペルーで育ち、２０１９年８月に来日して定住者として暮らしはじめた。２０２２年に大麻取締法違反で有罪判決を受け、２０２２年９月２０日に退去強制令書発付処分を受けた。B さんの両親と兄弟は日本で暮らし、ペルーやブラジルに親類はいない。

X さんの父親の A さんはペルー生まれのペルー人男性である。２０１４年に日本で暮らす父親の扶養を受けて暮らすために来日した。２０２２年に大麻取締法違反で有罪判決を受け、２０２２年９月２０日に退去強制令書発付処分を受けた。B さんの父親と兄弟は日本で暮らし、ペルーに親類はいない。

X さんは２０２３年３月に三重県で生まれた。X さんの両親は同月中に X さんの出生届を提出した。X さんの両親は当初市役所から在留資格取得許可申請の申請期間である出生後３０日を経過した後でなければ出生届の受理証明書、出生届の記載事項証明書および住民票を交付できないと言われていた。しかし、支援者が交渉し、８日後に出生届の受理証明書の交付を受け、さらにその２日後に出生届の記載事項証明書および住民票の交付を受けた。

筆者は X さんの申請等取次者となって、２０２３年４月１３日に、希望する在留資格を「定住者」、在留期間を「１年」とする在留資格取得許可申請を行った。X さんにはその日のうちに在留資格を「短期滞在」、在留期間を「９０日」とする在留資格取得許可処分がなされた[5]。そのため筆者は、同日、X さんの申請等取次者となって、希望する在留資格を「定住者」、在留期間を「１年」とする在留資格変更許可申請をした。

筆者は、X さんの代理人として、２０２３年４月２４日に、「短期滞在」の在留資格取得処分の取消しおよび在留資格取得許可申請に対する許可の義務付けと、選択的に在留資格変更許可申請に対する処分の不作為の違法確認および在留資格変更許可申請に対する許可の義務付けを求める訴訟を提起した。また、２０２３年５月２日、在留資格取得許可申請に対する許可の義務付けを本案とし、在留資格を「定住者」とする在留資格の取得許可の仮の義務付けを申し立てた。

裁判所は、２０２３年６月５日、「本案について理由があるとみえるとき」（行政事件訴訟法３７条の５第１項）に当たらないことを理由に、仮の義務付けを却下する決定をした。筆者は２０２３年６月１２日に裁判所の決定に対して即時抗告を申し立てた。即時抗告に対する判断は本稿執筆時までになされていない。

第３　子どもの権利

１　国際人権条約

子どもの権利条約は１９８９年の国連総会で採択された。日本は１９９０年９月２１日に条約に署名し、１９９４年４月１９日に条約を批准した（同年５月２２日に発効）。子どもの権利条約は人類の歴史上最も多くの締約国を有する人権条約で、現在１９６か国の国と地域が子どもの権利条約の締約国となっている[6]。国連加盟国１９３か国のうち、アメリカ合衆国を除く全ての国が子どもの権利条約の締約国である。そのアメリカ合衆国の最高裁判所も、未成年者に対する死刑を違憲とした２００５年の Roper v. Simmons 判決において、子どもの権利条約３７条の未成年者に対する死刑禁止条約を援用して

[5] 在留資格取得許可申請が不許可とならず、「短期滞在」の在留資格が付与された理由として、X さんが日系４世であることや、永住者である父方の祖父を扶養者とし、養育環境が整っていたことが考えられる。

[6] 外務省 HP 外交政策＞日本の安全保障と国際社会の平和と安定＞人権・人道・難民＞人権外交＞児童の権利条約＞児童の権利に関する条約　締約国一覧

いる[7]。子どもの権利条約は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有する[8]。

（１）一般原則

子どもの権利条約は、「差別禁止」（２条)、「子どもの最善の利益」（３条１項)、「生命・生存・発達に対する権利」（６条)、「子どもの意見の尊重」（１２条）の４つの一般原則を定める。これらの一般原則は子どもの権利の実現を保障するために必要な措置を判断する際の指針として機能する[9]。子どもの権利条約における子どもとは「１８歳未満のすべての者」である（子どもの権利条約１条)。

（２）差別禁止

子どもの権利条約２条は、父母の地位による子どもに対する差別を明示的に禁じる。また、自由権規約２４条１項は子どもとしての地位に必要とされる保護に関し、いかなる差別も禁止する。

（３）最善の利益原則

子どもの権利条約３条１項は子どもに関するすべての措置をとるにあたって、子どもの最善の利益を主として考慮することを求める。締約国は児童の福祉に必要な保護および擁護を確保するため、すべての適当な立法上および行政上の措置をとらなければならない（子どもの権利条約３条２項)。子どもの最善の利益原則は直接適用可能で、裁判所で援用できる[10]。実際に裁判所が退令取消訴訟において子どもの権利条約３条１項の子どもの最善の利益を重要な要素として考慮しなければならないとした例もある[11]。

（４）出生登録

子どもの権利条約７条１項および自由権規約２４条２項は子どもが出生の後直ちに登録されることを定めている。出生登録に関する規定は子どもが特別な保護を受ける権利を有することと密接に関連する[12]。すべての子どもが親の移住資格にかかわらず、出生時に直ちに登録されることを確保しなければならない。子どもの出生登録は保健サービスへのアクセスの前提条件である[13]。出生登録の障壁を取り除く手段としては、保健サービス提供者または登録担当公務員と出入国管理執行機関のデータの共有を禁止すること、親に対して移住者資格に関する書類の提出を要求しないことが含まれる[14]。

（５）生命、発達および医療へのアクセス

子どもの権利条約６条１項はすべての子どもの生命に対する固有の権利を認める。また、同条２項は子どもの生存および発達を可能な最大限の範囲において確保することを定める。加えて、子どもの権利条約 24 条 1 項は締約国に対し、いかなる児童も保

[7] ケネディ判事の法廷意見には「弁護人が強調するように、合衆国とソマリアを除いて世界のすべての国が批准している国連子どもの権利条約３７条では、１８歳未満の少年が犯した犯罪に対する死刑が明示的に禁止されている」とある。なお、ソマリアは２０１５年に子どもの権利条約を批准し、締約国となった。

[8] 外務省 HP 外交政策＞人道・人権＞児童の権利に関する条約「作成および採択の経緯」

[9] 子どもの権利条約　条約機関の一般的意見 5 パラグラフ 12、同一般的意見 20 パラグラフ 14、同一般的意見 25 パラグラフ 8

[10] 子どもの権利条約　条約機関の一般的意見 14 パラグラフ 6(a)

[11] 福岡高判平成 17 年 3 月 7 日判タ 1234 号 73 頁

[12] 自由権規約　条約機関の一般的意見 17(35)パラグラフ 7

[13] 子どもの権利条約　条約機関の一般的意見 15 パラグラフ 29

[14] 子どもの権利条約　条約機関の一般的意見 23 パラグラフ 21

健サービスを利用する権利が奪われないことを確保する義務を課している。送還を目的とした保健サービスへのアクセス制限によって、子どもの生命に対する権利が危険にさらされ、子どもの発達に悪影響が生じる可能性がある[15]。子どもの権利条約６条の義務には、こうしたリスクを可能なかぎり最大限に防止し、低減させることが含まれる[16]。非正規滞在者に対応する際にも、発達についての子どもの最善の利益を考慮することが求められる。子どもの権利条約２４条１項は、締約国に対し、保健サービスがすべての子どもにとってアクセス可能であることを確保する強い行為義務を課す[17]。保健サービスはいかなる種類の差別もなく、すべての子どもにとってアクセス可能でなければならない[18]。

２　日本国憲法

憲法９８条２項は条約および確立された国際法規を誠実に遵守することを求めている。この趣旨からすれば、人権条約の権利保障範囲が憲法より広く、あるいはその方法が具体的で詳細であるような場合には、人権条約の趣旨が具体的に実現されるように憲法を解釈する必要がある[19]。実際に最大判２００８年６月４日民集６２巻６号１３６７頁は憲法１４条を解釈適用するにあたって、子どもの権利条約２条および自由権規約２４条１項の子どもに対する差別禁止原則を援用している。

したがって、憲法１４条を解釈するにあたっては子どもの権利条約２条が父母の地位による子どもに対する差別を明示的に禁じ、自由権規約２４条１項は子どもの保護に関し、いかなる差別も禁止していることを踏まえる必要がある。

また、憲法１３条を解釈するにあたっては、子どもの権利条約が、子どもの生命、発達および医療へのアクセスを保護し、自由権規約および子どもの権利条約が、子どもの保護の前提としての出生登録を義務づけていることを踏まえなければならない。

第４　裁判所の決定の概要

本件における仮の義務付けに対する裁判所の決定は本稿末尾に全文を添付することとし、ここでは簡単にその概要を紹介する。

裁判所は在留資格取得を許可する前提としての「定住者」の資格該当性の判断においても上陸許可に関する定住者告示の内容を尊重する必要があるとし、定住者告示に定めた地位に該当しない場合に定住者の地位を認めることができるのは、定住者告示に列挙された地位を有する外国人と同視できるか、これに準ずるものと考えられる人道上の理由その他特別の事情がある場合に限られるとした。

そして、子どもの権利条約および自由権規約は、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約又は取決めがない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを自由に決定することができるという国際慣習を前提としているとし、条約の規定は在留資格の判断に影響を及ぼさないとした。そして、条約機関の一般的意見は、締約国を法的に拘束しないから、条判所の条約解釈を揺るがさないとした。

---

[15] 子どもの権利条約　条約機関の一般的意見 22 パラグラフ 40
[16] 子どもの権利条約　条約機関の一般的意見 22 パラグラフ 42
[17] 子どもの権利条約　条約機関の一般的意見 15 パラグラフ 28
[18] 子どもの権利条約　条約機関の一般的意見 15 パラグラフ 114
[19] 芦辺信喜「人権の普遍性と憲法－国際人権法との関連においてー」法学セミナー1991 年 5 月号

また、マクリーン判決[20]を根拠とし、憲法は外国人が本邦に入国する自由を保障されているものでないことはもとより、在留の権利又は引き続き在留することを要求することができる権利を保障していないとし、憲法１３条および憲法１４条が保障する権利は在留資格を検討する場面において人道上の理由その他特別の事情として考慮されないとした。

そして、差別禁止、子どもの最善の利益、出生登録、生命、発達および医療へのアクセスなどについて人道上の理由その他特別の事情として考慮する必要性については、具体的に検討することなく申立てを却下した。

第５　裁判所の決定の問題点

１　マクリーン判決と憲法上の権利の保障

本決定はマクリーン判決を根拠とし、憲法１３条および憲法１４条が保障する権利を在留資格の検討の場面で人道上の理由その他特別の事情として考慮しない。しかし、マクリーン判決は憲法２２条１項が外国人の入国の自由を保障していないとした一方で、憲法上の権利の保障は憲法の基本的人権の保障は性質上日本国民のみを対象としているものを除き、外国人にも等しく及ぶと判示している。そして、政治活動について憲法の権利の保障が及ぶかを具体的に検討し、当時の内外の情勢にかんがみて、当該活動を日本国にとって好ましいものでないと評価し、在留資格の更新を認めなかった法務大臣の判断の適法性を具体的に検討している。マクリーン判決は、法務大臣の裁量判断の適法性を、国の裁量と外国人の憲法２２条１項以外の憲法上の基本的人権の保障との優劣ないし調整の問題とした[21]。

これに対し、本決定は憲法２２条１項の保障が及ばないことと、他の憲法上の権利の保障が及ばないこととを混同し、出入国管理行政を憲法上の権利の保障の枠外に置いてしまった。

２　人権条約の解釈と条約機関の一般的意見

本決定は子どもの権利条約および自由権規約は、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約又は取決めがない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを自由に決定することができるという国際慣習法を前提とし、外国人が希望する在留資格によって在留する権利を保障していないとし、条約上の権利を在留資格の検討の場面で人道上の理由その他特別の事情として考慮しない。

確かに子どもの権利条約および自由権規約は外国人が希望する在留資格によって在留する権利を保障していないものの、だからといって在留資格取得の場面での裁量判断の適法性を検討するにあたって、これらの条約が保障する権利についての検討が不要になるわけではない。本決定が出入国管理行政を条約上の権利の保障の枠外に置いた枠組みは憲法上の権利の保障に対する判断と同様の論理の飛躍がある。

また、本決定は、条約機関の一般的意見は締約国を法的に拘束しないから、裁判所の条約解釈を揺るがさないとする。しかし、人権条約機関は個人通報制度や国家報告制度の経験に基づいて一般的意見を採択している。条約機関が条約によって与えられた解釈権限を行使して示した司法判断に対し、締約国

[20] 最大判 1978 年 10 月 4 日民集３２巻７号１２２３頁

[21] 越山安久「判解」最判解民事篇昭和 53 年度 434 頁、449 頁

は妥当な考慮を払うべきである[22]。この点につき、大阪高判平成６年１０月２８日判時１５１３号７１頁は自由権規約の一般的意見について解釈の補足的な手段（条約法条約３２条）として依拠すべきものとする。また、大阪地判平成１６年３月９日判時１８５８号７９頁は、条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈について当事国の合意を確立するもの（条約法条約３１条３項（ｂ））ないし解釈の補足的な手段（条約法条約３２条）に準ずるものとして、相当程度尊重されるべきとする。条約機関の一般的意見が締約国を法的に拘束するものではないとしても、条約法条約を無視した条約解釈は許されない。

３　定住者の要件該当性判断

本決定は上陸申請の許可にあたって、法があらかじめ定住者告示を定めた趣旨は、在留資格取得許可においても十分に尊重されるべきであるとし、定住者告示に定められた地位に該当しない場合には、原則として、定住者の在留資格該当性を欠くものとして相当な理由がないとする。しかし、法が定住者の要件を「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」と概括的に定める（入管法別表第二）一方で、入国審査官の上陸審査の場面においてのみあらかじめ定住者告示を定める（入管法７条１項２号）こととした趣旨は、高度な裁量判断ができない入国審査官が上陸審査の場面において法務大臣の裁量権を適用できるように、あらかじめ「定住者」として認めることのできる類型を示すことにある。本決定は法が上陸審査の場合と、在留資格取得の場合とで、異なる規定を有することを看過している。したがって、法務大臣は定住者告示に該当しない場合であっても、人道上の理由その他特別な事情の有無を検討し、定住者に該当するか否かを判断しなければならない。

X さんは日系４世で母の B さんが在留資格を維持していれば６号ハの告示定住者に該当する。父の A さんが在留資格を維持していれば６号ロの告示定住者に該当する。父方の祖父が実父であれば６号イの告示定住者に該当する。両親が既に帰国し、または行方不明であれば告示外定住者と認められる。X さんについては、父方の祖父が扶養し、仮放免の両親が養育しているから、養育環境は整っている。

以上を前提として、本件における処分の適法性を判断するためには、差別の禁止、子どもの最善の利益、出生登録、生命、発達及び医療へのアクセスの権利等の国際人権条約および日本国憲法によって保護される権利を人道上の理由その他の特別の事情として斟酌しないことが明白に合理性を欠くといえるか否かを検討する必要がある。しかし、本決定はこの検討を怠った。

２０２３年４月１８日の衆議院法務委員会において、仮放免の子どもの社会保障制度に関する質問に対し、西山卓爾出入国管理庁次長は「子どもの教育、社会保障制度は、入管庁におきましても所管外でございます。その上で、私どもの所管内で、可能な限り人道的な配慮もしつつ、個別に対応しているところでございます」と答弁した[23]。本決定は政府の国会答弁との間にも齟齬がある。

第６　マクリーン判決の克服

１　マクリーン判決の誤り

マクリーン判決は「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」と判示し、在留制度を人権の射程からはずして、外国人の人権の保障を在留制度によって枠付けた[24]。法務大臣が憲法の制約を受けず

[22] 岩沢雄司『国際法』379 頁ないし 381 頁（東京大学出版、2020）
[23] 第 211 回国会衆議院法務委員会議事録第 10 号令和 5 年 4 月 18 日 28 頁
[24] 日比野勤「重点講座　憲法判例 50 年　〈第 17 回〉外国人の人権（2）」法学教室 217 号 43 頁

に在留に関する処分を行うことができるとしたマクリーン判決に対しては、明らかに誤りであるとの指摘もある[25]。

ただし、マクリーン判決自体には表現に微妙なところがあり、在留制度を人絹の射程からはずすことを必ずしも徹底していないところがある[26]。マクリーン判決は、在留期間中の政治活動に憲法の保障が及ぶことを確認した上で、当該活動の中に日米間の有効関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものが含まれているとし、当時の内外情勢をかんがみた上で、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当な理由がないと判断したとしても、事実の評価が明白に合理性を欠き、判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないと判断した。マクリーン判決の調査官によれば、この問題は、憲法上外国人に対する在留の許否が国の裁量に任されていることと、外国人の憲法上の基本的人権の保障との間の優劣ないし調整の問題に帰結する[27]。

外国人の在留資格の許否の問題が、憲法上外国人に対する在留の許否が国の裁量に任されていることと、外国人の憲法上の基本的人権の保障との間の優劣ないし調整の問題に帰結するという点にマクリーン判決の真意があるとすれば、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」という判示は明らかに誤りである。この判示に引きずられ、本決定のように憲法上外国人に対する在留の許否が国の裁量に任されていることと、憲法上の基本的人権の保障との間の優劣ないし調整を具体的に検討しない例が産み出されている。

そのため、マクリーン判決の克服は入管行政に関する訴訟の大きな課題となっている。

2　法制度の変化

マクリーン判決は１９７８年の出入国管理令に関する判例である。その後、在留制度をめぐる法制度は大きく変化した。入管法６９条の２第１項は入管法に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理局長に委任することができるとする。また、同条第２項は第１項のものを含む出入国在留管理局長の権限は、法務省令で定めることにより、地方出入国管理局長に委任することができるとする。　在留資格更新についての処分や、在留資格取得許可についての処分は、２重の委任によって、地方出入国管理局長が担っている。地方出入国管理局長は高度な政治的判断をする基礎に欠け、法務大臣が判断していたような高度な裁量権を持たないはずである[28]。実際に地方出入国管理局長の判断は、諸般の事情を広範に考慮して行われているのではなく、裁量権行使の準則に従ってなされる。２０１８年の入管法改正の際に、永住許可に関する権限を地方出入国管理局長に委任できることになったが、その理由はガイドラインの整備等により、相当程度、画一的な処理が可能となっていることである[29]。しかし裁判所は、本決定がそうであるように、地方出入国在留管理局長の処分であっても広範な裁量について法務大臣の場合と異なる解釈をすべき根拠はないとしている。

3　特別の条約

マクリーン判決は「憲法２２条１項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまり、外国人がわが国に入国することについ

[25] 泉徳治「統治構造において司法権が果たすべき役割　第２部【第６回】　マクリーン判決の間違い箇所」判例時報 2434 号 133 頁

[26] 日比野勤「重点講座　憲法判例 50 年　〈第 19 回〉外国人の人権（3)」法学教室 218 号 65 頁、70 頁

[27] 越山安久「判解」最判解民事篇昭和 53 年度 434 頁、449 頁

[28] 児玉晃一ほか編『コンメンタール出入国管理及び難民認定法 2012』549 頁ないし 553 頁（現代人文社、2012）

[29] 出入国管理法令研究会『注解判例出入国管理実務六法〔令和 5 年版〕』178 頁（日本加除出版、2022）

てはなんら規定していないものであり、このことは、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、**特別の条約**がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができるものとされていることと、その考えを同じくするものと解される」と判示している。

マクリーン判決の後、日本は数多くの人権条約を批准し、締約国となった。自由権規約は１９６６年１２月１６日に採択された。日本では１９７９年９月２１日に効力が発生している。社会権規約も同様である。また、難民条約は１９５１年7月２８日に採択され、日本では１９８２年1月１日に効力が発生した。子どもの権利条約は１９８９年１１月２０日に採択され、日本では１９９４年5月２２日に効力が発生した。拷問等禁止条約は１９８４年１２月１０日に採択され、日本では１９９９年7月２９日に効力が発生した。強制失踪条約は２００６年１２月２０日に採択され、日本では２０１０年１２月２３日に効力が発生した。これらの条約はいずれも送還禁止原則（ノン・ルフルマン原則）を有する。そして、ノン・ルフルマン原則が条約上明文によって定められた難民条約、拷問等禁止条約および強制失踪条約については、入管法上も規定が設けられている（入管法５３条３項)。自由権規約および子どもの権利条約はノン・ルフルマン原則を明文で定めていない。しかし、自由権規約６条および７条はノン・ルフルマン原則についての規定であると解されている[30]。また、子どもの権利条約もノン・ルフルマンの規定を含む[31]。

そして、マクリーン判決が外国人の入国の自由を、外国人が引き続き留まる自由と同列に扱っていることからすれば、外国人の送還を禁止するノン・ルフルマン原則はマクリーン判決の「特別の条約」にあたらなければならない。

しかし、裁判例を見ると、自由権規約や子どもの権利条約の子どもの最善の利益を援用して退去強制令書発付処分を取り消した福岡高裁判決はこれらの条約がマクリーン判決の「特別の条約」にあたることを否定している[32]。また、難民の認定等に関する法の趣旨に照らし、難民認定申請者に対する在留期間更新許可を義務付けた東京高裁判決[33]もマクリーン判決の枠組みを前提としている。実務上「特別の条約」を基点とし、マクリーン判決の射程を逃れるハードルは高い。

４　裁量統制

マクリーン判決は「行政庁がその裁量に任された事項について裁量権行使の準則を定めることがあっても、このような準則は、本来、行政庁の処分の妥当性を確保するためのものなのであるから、処分が右準則に違背して行われたとしても、原則として当不当の問題を生ずるにとどまり、当然に違法となるものではない。処分が違法となるのは、それが法の認める裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限られるのであり、また、その場合に限り裁判所は当該処分を取り消すことができるものであって、行政事件訴訟法三〇条の規定はこの理を明らかにしたものにほかならない」とする。その後の法改正なども踏まえると、この判示はすでに先例的価値を失った[34]。マクリーン判決のこの部分を明示的に否定した裁判例[35]も存在する。

マクリーン判決の裁量の根拠はその判断が政治的

[30] 自由権規約　条約機関の一般的意見 31 パラグラフ 12
[31] 子どもの権利条約　条約機関の一般的意見 22 パラグラフ 45 ないし 47
[32] 福岡高判 2005 年 3 月 7 日判タ 1234 号 73 頁
[33] 東京高判 2020 年 2 月 13 日令和元年（行コ）第 257 号判例秘書搭載
[34] 山本隆司「日独行政法シンポジウム④　日本における裁量論の変容」判例時報 1933 号 11 頁、16 頁
[35] 東京地判 2015 年 9 月 19 日判時 1836 号 46 頁。ただし、結論は控訴審で覆された。

な判断であったことにある[36]。しかし、地方出入国在留管理局長がガイドラインに基づいて行う在留資格に関する処分の多くは政治的な判断を含まない。実務的にはガイドラインや国際人権条約上の権利を手がかりに、考慮要素に着目した判断過程審査を求めていくことが有用であると思われる。特に本決定のように、マクリーン判決の規範に便乗し、個別審査をまったく行わない判断に対しては、マクリーン判決でさえも具体的な審査を行っていくことを指摘し、不服を申し立て、判断過程審査を行った裁判例を蓄積していくべきである。

5　まとめ

マクリーン判決は当初から不適切な判示を含む。当時から、法制度は大きく変化し、数多くの国際人権条約が締結され、その前提はすでに失われている。また、裁量権統制に関する判示はすでに先例的価値を失った。しかし、こうした主張が裁判所に取り上げられることはほとんどない。一方でマクリーン判決を前提としつつ、極めの細かい裁量統制をする裁判例が数多く登場している[37]。そこでは憲法上の権利はもちろんのこと、条約上の権利も正面から検討されることがある。実務上の工夫としては、こうした裁判例を援用し、マクリーン判決の矛盾を踏まえ、極めの細かい裁量統制を求めていくのが現実的である。

第７　医療にアスセスする権利の確保

国民健康保険法５条は「都道府県の区域内に住所を有する者」を国民健康保険の被保険者としている。同法６条は適用除外を定め、１１号は「その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの」とする。そして、国民健康保険法施行規則１条１号は、法６条１１号について、「日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民以外のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格を有する者であって既に被保険者の資格を取得しているもの及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。)」と定めている。

住民基本台帳法第３０条の４５に規定する外国人住民というのは要するに住民票のある外国人である。括弧書きの規定によって「在留資格を有する者であって既に被保険者の資格を取得しているもの」は引き続き国民健康保険の被保険者となる。

上記規定に従えば、出生後６０日以内に国民健康保険の被保険者となった子どもは、その後短期滞在の在留資格となって住民登録を失ったとしても、健康保険の被保険者資格を継続できる。

この規定は十分に周知されておらず、規定に従った取扱いがなされないことが多いようだ。筆者が上記規定を知ったのは本決定後で、国も上記規定に基づいて短期滞在の在留資格でも国民健康保険の被保険者資格を継続して医療へのアクセスが確保されるというような主張をしていない。

したがって実際にはどのような結果になるか分からないものの、X さんの医療へのアクセスを確保するために短期滞在の在留資格を更新し、上記規定に従って国民健康保険の被保険者資格を継続するように交渉していくことも必要であると思われる。

---

[36] 宇賀克也『行政法概説Ⅰ　行政法総論〔第７版〕』351 頁（有斐閣、2020）

[37] 泉徳治「特集１　外国人の人権と弁護活動　マクリーン事件最高裁判決の枠組みの再考」自由と正義 2011 年 2 月号

［**参考資料**：判例集未搭載］

令和5年（行ク）第24号 仮の義務付け申立事件
（本案事件 令和5年（行ウ）第44号 中長期在留資格取得許可義務付け等請求事件）

決定

三重県▲

申立人	X
同法廷代理人親権者	A
	B
同代理人弁護士	永井康之

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

相手方	国
同代表者法務大臣	齋藤健
処分行政庁	名古屋出入国管理局長
	▲
同指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主文

1　本件申立を却下する。
2　申立費用は申立人の負担とする。

理由

第１　申立ての趣旨

名古屋出入国管理局長は、申立人に対し、在留資格を「定住者」とする在留資格の取得の仮の許可をせよ。

第２　事案の概要

本件は、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という。）国籍を有する外国人女性を母親として本邦で出生した申立人が、在留資格を「定住者」とする在留資格取得許可申請（以下「本件取得申請」という。）をしたところ、法務大臣の権限の委任を受けた名古屋出入国在留管理局長（以下「名古屋入管局長」という。）から「短期滞在」とする在留資格取得許可処分（以下「本件取得処分」という。）を受け、その後、「短期滞在」から「定住者」への在留資格変更許可申請（以下「本件変更申請」という。）をしたが、これに対する処分がされないことから、相手方を被告として、選択的に、本件取得処分の取消し（以下「本案事件①」という。）及び本件取得申請に対する許可の義務付け（以下「本案事件②」という。）、又は、本件変更申請に対する処分の不作為の違法確認（以下「本案事件③」という。）及び本件変更申請に対する許可の義務付け（以下「本案事件④」という。）を求める本案訴訟を提起した上で、本案事件②を本案として、相手方を相手に、在留資格を「定住者」

とする在留資格の取得許可の仮の義務付けを求める事案である。

1　前提事実（当事者間に争いのない事実及び証拠（枝番のあるものは各枝番を含む。以下同じ。）等により容易に認められる事実）

（1）　申立人の身分関係等

申立人は、A（ペルー共和国（以下「ペルー」という。）国籍。以下「A」という。）を父親（ただし、申立人とAの父子関係は争いがある。）、日系3世であるB（ブラジル国籍。以下「B」という。）を母親として、令和5年3月▲日に三重県▲において出生した、ブラジル国籍を有する外国人女性である。A及びB（以下「申立人の両親」という。）は内縁関係にある。

（2）　申立人の在留の状況

ア　申立人は、令和５年３月▲日、出生し、申立人の両親は、同月▲日、申立人の出生届を提出した。（疎甲１、２）

イ　申立人は、令和５年４月１３日希望する在留資格を「定住者」、在留期間を「1年」とする在留資格取得許可申請（本件取得申請）をした。（疎甲４）

ウ　法務大臣から権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官から更に権限の委任を受けた名古屋入管局長は、令和５年４月１３日、申立人に対し、在留資格を「短期滞在」、在留期間を「９０日」とする在留資格取得許可処分（本件取得処分）をした。（疎甲５）

エ　申立人は、令和５年４月１３日希望する在留資格を「定住者」、在留期間を「１年」とする在留資格変更許可申請（本件変更申請）をした。（疎甲６）

（3）　申立人は、令和５年４月２４日、本案事件に係る訴えを提起し、同年５月２日、本件申立てをした。

2　争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件申立てについて、①本案の訴えが適法に係属しているか、②「本案について理由があるとみえるとき」（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）37条の5第1項）に当たるか、③「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」（同項）があるか、④「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」（同条3項）があるかであり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

（1）　本案の訴えが適法に係属しているか、及び「本案について理由があるとみえるとき」に当たるか。（争点1、2）

（申立人の主張）

ア　申立人が「定住者」の在留資格を求めて本件取得申請をしたのに対し、「短期滞在」の在留資格を許可した本件取得処分は、申立人を社会保障の対象から除外し、医療へのアクセスを著しく困難ならしめ、その健全な成長や生命を脅かす処分として、その取消しを求める訴えの利益がある。相手方は、本件取得処分が「却下し又は棄却する旨の処分」（行訴法３７条の３第１項２号）に当たらないと主張するが、「定住者」の在留資格の取得の申請に対し、「短期滞在」の在留資格の取得を許可した本件取得処分は、「却下し又は棄却する旨の処分」に当たる。

イ　在留資格の取得の許否の判断に当たり、法務大臣、同大臣から権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官又は同長官から権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長（以下「法務大臣等」という。）に一定の裁量が認められるとしても、公益と外国人の正当な権利及び利益の調整を図るという趣旨にき束され、憲法９８条２項及び９９条により、条約及び確立された国際法規を考慮しなければならない。児童の権利に関する条約（以下「児童の権利条約」という。）３条１項、６条１項、７条１項、

２４条１項、２６条１項、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「B 規約」という。）６条１項、２４条及びこれらについての条約機関の一般的意見並びに憲法１３条及び１４条によれば、子の最善の利益を考慮し、保健ケア、保護、教育その他の社会サービスへの平等なアクセスが保護されるべきである。

我が国の実務において、仮放免中の両親から生まれた子は、在留資格を取得することができないか、取得できたとしても「短期滞在」であり、そのうち在留期間の更新が不許可となり、退去強制手続が開始し、仮放免者となる。仮放免者は、国民健康保険に加入することができず、労働が禁じられ、生活保護を受給することはできず、県外への移動に許可を要する。

自由権規約委員会は仮放免中の外国人に労働や生活保護を禁じていることに懸念を表明しており、児童の権利に関する委員会は、仮放免中の子に保健サービスを提供するよう勧告した。「短期滞在」の在留資格を有する外国人は、住民登録の対象とならないため、県外への移動に許可を要しないほかは、仮放免者と変わらない。我が国で生まれた子は、出生から60日間は在留資格なく住民登録されるものの、出生後61日目を経過しても出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）19条の3に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）に当たる在留資格（以下「中長期在留資格」という。）を取得していない場合、自動的に住民登録が抹消され、各種行政サービスが受けられなくなる。特に乳幼児期における医療アクセスの重要性や、国民皆保険制度を採用する我が国において保険対象外者が適正な金額で医療にアクセスすることが困難であるという現実に鑑みると、中長期在留資格を付与しない旨の判断は、B 規約や児童の権利条約に違反するだけでなく、原告の生命に対する権利を否定するに等しく、合理的な理由のない社会的身分による差別に当たるから、明白な裁量権の逸脱又は濫用となる。

入管法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位（平成2年法務省告示第132号）（以下「定住者告示」という。）は、法務大臣の裁量判断を入国審査官の審査において適用するために類型化したものにすぎず、法務大臣は、定住者告示に該当しない者であっても、当該外国人について、これと同視し、又はこれに準じる事情があるかなどを検討し、「定住者」該当性の有無を判断しなければならないところ、申立人は、両親のいずれかが「定住者」の在留資格があれば、定住者告示に該当し、仮放免中の両親とともに父方の祖父の扶養を受けることを予定していること、申立人の両親が退去強制令書発付処分を受けて取消訴訟を提起していることなどに照らすと、申立人は定住者告示によって類型化された外国人の場合と同視し、又はこれに準ずる事情があり、「定住者」の在留資格を認めるべき人道上の理由があるから、本件取得処分は裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとして違法であって、「定住者」の在留資格の取得がされるべきであるから、本案の義務付けの訴えは適法に係属しており、かつ、「本案について理由があるとみえるとき」に当たる。

（相手方の主張）

ウ　本案事件①は、「定住者」の在留資格取得許可を求めたのに対して「短期滞在」の在留資格取得許可をした本件取得処分の取消しを求めるものであるが、本件取得処分は許可処分であるから、「却下し又は棄却する旨の処分」に当たらず、申立人はその取消しを求める訴えの利益がなく、不適法である。本案事件②は、申請型義務付けの訴えであり、処分が取り消されるべきものであること等が訴訟要件であるところ、本案事件①は不適法であり、また、後記イのとおり取り消されるべきものであるとはいえないから、本案事件②も不適法である。

エ　国家は、国際慣習法上、外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約又は取決めがない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付する

かを自由に決することができるのであり、憲法上も、外国人は、本邦に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利又は引き続き本邦に在留することを要求する権利を保障されているものでもない（最高裁昭和５０年（行ツ）第１２０号同５３年１０月４日大法廷判決・民集３２巻７号１２２３頁）。在留資格取得許可が認められるためには、申請者に在留資格該当性が認められることが必要であるところ、「定住者」の在留資格該当性を認めるか否かの判断は、法務大臣等の広範な裁量に委ねられている。そして、入管法７条１項２号の規定に基づき、定住者告示が定められており、法務大臣等が特別な理由を考慮して上陸を認めるべき外国人を類型化が可能な限り網羅的に列挙しているのであるから、定住者告示に該当しない場合は、原則として、「定住者」の在留資格には該当しないものとするのが相当であり、定住者告示に該当しない場合でもこれに列挙された外国人の場合と同視し、あるいはこれに準じるものと考えられる人道上の理由その他特別の事情があることを考慮して「定住者」の在留資格該当性を認めるか否かの判断については、法務大臣等の広範な裁量に委ねられている。したがって、法務大臣等の「定住者」の在留資格該当性に関する判断が、裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものとして違法となるのは、その判断が全く事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかな場合に限られる。

オ

（ア） 申立人とＡの間に父子関係を認めるに足りる疎明があるとはいえないことから、申立人に係る各種在留申請の審査において、Ｂとの母子関係が一事情とされることとなる。そして、申立人の母Ｂは、従前、日系３世として「定住者」の在留資格で本邦に在留していたところ、令和４年１月２６日、大麻取締法違反及び窃盗の罪により懲役１年、執行猶予３年の有罪判決（以下、この刑事事件を「Ｂに係る刑事事件」という。）が確定し、同年８月２２日の在留期限を超えて不法残留となり、同年９月２０日に退去強制令書が発付され、在留資格を有さずに本邦に残留している状態である。申立人は、母Ｂが日系３世であることから、両親いずれかが「定住者」の在留資格を有する場合には、「定住者」の在留資格取得許可が考えられるが、Ｂは「定住者」の在留資格を有しないことから、申立人が定住者告示に該当しないことは明らかである。

（イ） 申立人の父とされているＡも、永住者の未成年未婚の実子として「定住者」の在留資格で本邦に在留していたところ、令和４年２月８日、大麻取締法違反及び窃盗の罪により懲役１年、執行猶予３年の有罪判決（以下、この刑事事件を「Ａに係る刑事事件」という。）が確定し、その後不法残留となり、同年９月２０日に退去強制令書が発付され、在留資格を有さずに本邦に残留している状態である。永住者の未成年未婚の実子の、さらにその未成年未婚の実子は、定住者告示６号に該当し得るが、父が「定住者」の在留資格を有していることが必要であり、仮に申立人とＡの父子関係が認められる場合であっても、Ａは「定住者」の在留資格を有さないから、申立人が定住者告示に該当しないことは明らかである。

（ウ） さらに、「定住者」の在留資格は、基本的には「日本社会とのつながり」、特に「日本社会との血のつながり」を考慮して、その受入れや我が国における「定住」を認めるものであるが、申立人については、本邦在留期間は出生から現在まで数か月にとどまり、日系３世であるＢも既に在留資格を失っているから、定住者告示と同視、あるいはこれに準ずるものと考えられる人道上の理由その他特別の事情があるとは認められない。

（エ） 加えて、申立人は、憲法、児童の権利条約、Ｂ規約及び条約機関の一般的意見を挙げて法務大臣等の

裁量が制約されると主張するが、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、申立人の主張する国際条約等は、これを受け入れる場合にいかなる条件を付すかを自由に決定することができるという国際慣習法上の原則を排斥するものではない。また、申立人が医療保険に加入する必要性があるからといって中長期在留資格への変更を認めるべき事情があるとまでは認められず、申立人が本邦にいる間に限れば、B のほか、親族も本邦に在留していることから、家族や親族からの支援も期待できる。

カ　以上より、本案事件①は訴えの利益がなく、申立人は、定住者告示に定められた地位にあるとは認められず、定住者告示に類型化して列挙された外国人の場合と同視し、あるいはこれに準ずるものと考えられる人道上の理由その他特別の事情があるとも認められない。したがって、本件取得処分は適法であり、取り消されるべきものとはいえないから、本案の義務付けの訴えは不適法であり、かつ、「本案について理由があるとみえるとき」には当たらない。

（２）「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があるか。（争点 3）

（申立人の主張）

申立人は、出生後61日目を経過しても中長期在留資格を取得していなければ、自動的に住民登録が抹消され、健康保険やこども手当等の各種行政サービスを受けることができなくなる。国民皆保険制度を採用する我が国において、無保険者が適切な医療を受けることは困難であり、乳幼児期における命の不安定さや医療アクセスの重要性を考慮すれば、無保険のまま申立人が疾病に罹患した場合、速やかに治療に取り組む医療機関を受診できず、命の危険が生じる可能性が高いから、「償うことのできない損害を避けるため緊「急の必要」があることは明らかである。

（相手方の主張）

「償うことのできない損害」とは、損害の回復の困難の程度が比較的著しい場合であって、金銭賠償が不可能な損害のほか、社会通念に照らして金銭賠償のみによることが著しく不相当と認められるような場合をいい、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があるか否かは、仮の救済の必要性という観点から、申立人の生活や事業活動の基盤に深刻な影響を及ぼすおそれがあるかどうか、回復が著しく困難な状況を生じさせるおそれがあるかどうかなど、それぞれの事案に応じて様々な事情を考慮した上で判断されるべきである。

申立人は、現在疾病に罹患している旨の主張立証はなく、また、乳幼児期であり健康状態が不安定なことから、仮に疾病に罹患した場合、速やかに適切な医療機関を訪れる必要があるとしても、B が本邦から退去強制されるべき立場にある状況下に出生した申立人について、そのような可能性があることをもって「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があると認めることは困難である。さらに、申立人が本邦にいる間に限れば、B のほか、親族も本邦に在留していることから、それら家族からの支援も期待できる。

（３）「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」があるか。（争点 4）

（相手方の主張）

本件申立てが認められるようなことがあれば、退去強制処分を受けたにもかかわらず送還を忌避する者が、本邦において在留を継続する目的で子に在留資格を取得させることを容認することになり、子が在留資格を得たことを契機として送還業務が更に滞留することとなる。そうなれば、円滑な送還業務が妨げられ、出入国在留管理行政の根幹を揺るがす事態となり、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」がある。

（申立人の主張）

我が国の法制度は、中長期在留資格を有しない者に対し、医療に対するアクセス等の重大な権利を認めな

いこととしているが、児童の権利条約は、子どもの医療に対するアクセス等の重大な権利を確保することを義務付けているのであり、子どもに対し中長期在留資格を付与しないことを法が許容するところではない。申立人に対し中長期在留資格を付与することを認めたとしても、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」はない。

第３　当裁判所の判断

１　争点１、２（本案の訴えが適法に係属しているか、及び「本案について理由があるとみえるとき」に当たるか。）について

（１）行訴法３７条の５第１項は、「本案について理由があるとみえるとき」という要件を仮の義務付けを命ずるための積極的要件として規定している。また、行訴法３７条の３第１項２号は、義務付けの訴えについて、処分が取り消されるべきであること等を要件としている。そこで、本件において、本案事件①について、「本案について理由があるとみえるとき」に当たるか否か、以下検討する。

（２）憲法は、日本国内における居住・移転の自由を保障する（２２条１項）にとどまり、外国人が本邦に入国し又は在留することについては何ら規定しておらず、相手方に対して外国人の入国又は在留を許容することを義務付ける規定も存在しない。このことは、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付すかを自由に決定することができるものとされていることとその考えを同じくするものと解される。したがって、憲法上、外国人は本邦に入国する自由を保障されているものでないことはもとより、在留の権利又は引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものでもなく、法に基づく外国人在留制度の枠内においてのみ本邦に在留し得る地位を認められているものと解すべきである（前掲最高裁昭和５３年１０月４日大法廷判決、最高裁昭和２９年（あ）第３５９４号同３２年６月１９日大法廷判決刑集１１巻６号１６６３頁参照）。

（３）

ア　そこで、入管法の定めについてみると、同法は、外国人が本邦で在留中に従事する活動又は在留中の活動の基礎となる身分若しくは地位に着目してこれを類型化し、各種の在留資格を定め、本邦に在留する外国人は、該当する在留資格をもって在留し（２条の２第１項）、在留資格として定められた活動や、身分又は地位を有するものとしての活動が認められ（同条２項）、原則として、該当する在留資格に対応して定められる在留期間においてその在留が認められており（同条３項）、在留資格の取得を受けようとする外国人は、法務大臣に対して在留資格の取得を申請しなければならず（２２条の２第２項）、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の取得を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができるものとしている（同条３項、２０条３項本文）。

イ　そして、入管法２０条３項の規定はその要件を具体的に限定せず、法務大臣が考慮すべき事項を掲げるなどしてその判断をき束するような規定も存在しない上、法務大臣が在留資格取得の許否の判断をするに当たっては、外国人に対する出入国の管理及び在留の規制の目的である国内の治安と善良な風俗の維持、保健衛生の確保、労働市場の安定などの国益の保持の見地に立って、当該外国人の在留中の一切の行状、国内の政治・経済・社会等の諸事情、国際情勢、外交関係、国際礼譲などの諸般の事情を酌し、時宜に応じた的確な判断を行うことが求められるのであり、このような同法の規定や事柄の性質に照らし、在留資格取得の許否の判断は、出入国管理の責任を負う法務大臣の広範な裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

ウ　申立人は、児童の権利条約３条１項、６条１項、７条１項、２４条１項、２６条１項、B 規約６条１項、２４条及びこれらについての条約機関の一般的意見により、法務大臣等の裁量がき束される旨主張するが、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約又は取決めがない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを自由に決定することができるのであり、児童の権利条約９条４項が、父母の一方若しくは双方又は児童の退去強制の措置に基づき、父母と児童が分離されることがあることを予定していることからすると、児童の権利条約も、上記の国際慣習法上の原則を前提としており、また、B 規約の中にこのような国際慣習法上の原則を排する規定は存在せず、かえって、B 規約１３条は、合法的に締約国の領域内にいる外国人に対しても退去強制の措置を採り得る旨を定めていることからすれば、児童の権利条約及び B 規約は、外国人が本邦において希望する在留資格により在留する権利まで保障していないというべきである。申立人は、条約機関の一般的意見を主張の根拠として挙げるが、B 規約委員会は、締約国の規約の履行状況に関する報告を検討する機関であり、児童の権利委員会は、児童の権利条約締約国の同条約の履行状況に関する進捗を審査する機関であって、それらの一般的意見は、いずれも締約国を法的に拘束するものではなく、上記 B 規約及び児童の権利条約に関する解釈を揺るがすものではない。

（４）

ア　次に、「定住者」の在留資格についてみると、入管法は、別表第二の「定住者」の項の下欄において、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」と規定しており、同法が「定住者」の在留資格を設けた趣旨は、社会生活上、外国人が本邦において有する身分又は地位は多種多様であり、別表第二の「永住者」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」に該当しない外国人であっても、人道上の理由その他特別な事情によって本邦での居住を認めるのが相当である場合があるから、そのような場合に対応することができるようにするためであると解される。このような「定住者」の在留資格が設けられた趣旨に加え、法務大臣が在留資格取得の許否の判断に広範な裁量権を有し、同法が「定住者」の在留資格の要件について「法務大臣が特別な理由を考慮し」て居住を認める者という概括的な文言により規定していることに照らせば、法務大臣は、外国人に「定住者」の在留資格を認めるか否かについても、同様に広範な裁量権を有しているものと解するのが相当である。

イ　ところで、上陸申請の許可に当たって、「定住者」の在留資格については、上陸の申請をした外国人が、法務大臣があらかじめ告示をもって定める地位を有する者としての活動を行おうとする者であることが必要であり（入管法７条１項２号）、法務大臣は、同号の委任に基づき定住者告示を定め、同告示において特別な理由を考慮して居住を認める外国人として「定住者」の在留資格に該当するとされる地位を類型化して列挙しているところ、上記のとおり、法務大臣が「定住者」の在留資格を認めるか否かの判断につき広範な裁量権を有していることに照らすと、上陸のための審査において、定住者告示に定められた地位に該当しない者は、同号にいう「定住者」の地位を有する者として予定されておらず、また、上陸審査における法務大臣の裁決の特例を定めた同法１２条１項は、法務大臣が、同法１１条１項の異議の申出に対する裁決において、「特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき」などに限り、特別に上陸を許可するものであり、個別の事情に応じた限定的な対応であることに照らし、定住者告示に定められた地位に該当しない者は、原則として、「定住者」の在留資格を有

する者として上陸の許可を受けることができないものというべきである。

そして、定住者告示は、法務大臣が定住者の在留資格で上陸を許可する者の地位を定めたものであり、在留資格取得を許可する前提としての「定住者」の在留資格該当性の判断の基準を直接定めたものではないが、在留資格の取得と上陸許可は、いずれも外国人の管理に係る事項であって、両者は密接な関連を有するものであり、上陸申請が許可される場合と在留資格の取得が許可される場合とが余りに整合性を欠くことは、外国人の出入国及び在留全般を公正に管理するという入管法の目的にも抵触する結果となりかねないから、在留資格取得を許可する前提としての「定住者」の在留資格該当性の判断においても、定住者告示の趣旨及び内容は十分に尊重されるべきものと解するのが相当である。

以上より、当該外国人が定住者告示に定められた地位に該当しない場合は、原則として、定住者の在留資格該当性を欠くものとして在留資格を許可することに相当な理由があるとはいえず、なお例外として「定住者」の在留資格を認め、在留資格を取得し得るのは、当該外国人が定住者告示に類型化して列挙された地位を有する外国人と同視できるか、あるいはこれに準ずるものと考えられる人道上の理由その他の特別の事情がある場合に限られると解するのが相当である。

ウ　なお、以上のことは、法務大臣からその権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官又は同長官から更に権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長についても別異に解する理由はない。

（５）　そこで、上記（2）～（4）の観点から、本件取得処分における名古屋入管局長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものといえるかについて検討する。

ア　認定事実

前提事実に加えて、当裁判所に顕著な事実並びに証拠及び審尋の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

（ア）　申立人の出生届には、父母との続き柄を嫡出子、父をＡとする記載があるが、それぞれ二重線により抹消され、父母との続き柄を嫡出でない子と記載されている。また、本件取得申請の申請書には、父としてＡの記載があるほか、同居人として祖父、同居しない在日親族として叔父、祖父、祖母及び伯母が記載されており、本件変更申請の申請書にも同一の在日親族が記載されている。さらに、本件取得申請の在留の理由には、父方祖父（永住者）の扶養を受けて本邦に在留する必要があるとの記載があり、本件変更申請の申請書には、扶養者として同人が記載されている。（疎甲１、２、４、６）

（イ）　Ｂは、平成７年▲月▲日、本邦において出生し、「定住者」の在留資格を取得し、同年▲月▲日に出国した後、令和元年８月▲日、本邦に上陸し、「定住者」の在留資格の取得をしたが、令和４年１月１１日、津地方裁判所において大麻取締法違反及び窃盗の罪により懲役１年、執行猶予３年の有罪判決の言渡しを受け、同月２６日にこれが確定し（Ｂに係る刑事事件）、同年８月２２日の在留期限を超えて不法残留となった。Ｂは、退去強制手続により、同年６月２０日、名古屋出入国在留管理局（以下「名古屋入管」という。）入国審査官から入管法２４条４号チ（薬物法令違反）に該当する旨の認定を受け、口頭審理の請求をしたが、名古屋入管特別審理官から上記認定に誤りがない旨の判定を受け、異議の申出をしたが、法務大臣から権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官から更に権限の委任を受けた名古屋入管局長から異議の申出には理由がない旨の裁決を受け、同年９月２０日、名古屋入管主任審査官から退去強制令書発付処分を受け、仮放免中である。Ｂは、上記裁決及び退去強制令書発付処分の取消しを求め、名古屋地方裁判所に対し、訴えを提起した（同裁判所令和５年（行ウ）第２９号）。（疎乙１～４、１２、１３）

（ウ） Ａは、１９９９年（平成１１年）▲月▲日、ペルー共和国において出生し、平成２６年３月▲日、本邦に上陸し、「定住者」の在留資格の取得及び更新をしたが、令和４年１月２４日、津地方裁判所において大麻取締法違反及び窃盗の罪により懲役１年、執行猶予３年の有罪判決の言渡しを受け、同年２月８日にこれが確定し（Ｂに係る刑事事件）、同年４月５日、在留期間更新不許可処分を受け、同月２２日の在留期限を超えて不法残留となった。Ａは、退去強制手続により、同年６月２０日、入管法２４条４号チ（薬物法令違反）及び口（不法残留）に該当する旨の認定を受け、口頭審理の請求をしたが、名古屋入管特別審理官から上記認定に誤りがない旨の判定を受け、異議の申出をしたが、法務大臣から権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官から更に権限の委任を受けた名古屋入管局長から異議の申出には理由がない旨の裁決を受け、同年９月２０日、名古屋入管主任審査官から退去強制令書発付処分を受け、仮放免中である。Ａは、上記裁決及び退去強制令書発付処分の取消しを求め、名古屋地方裁判所に対し、訴えを提起した（同裁判所令和５年（行ウ）第３０号）。（疎甲４、疎乙２～４、１２、１３）

イ　上記認定事実に基づく検討

（ア） まず、申立人が定住者告示の定める地位を有するかについて検討すると、申立人は日系３世であるＢの子であり、日系４世に当たるが、これに相当する定住者告示の定めはなく、申立人の母Ｂは日系３世として「定住者」の在留資格を有していたものの、令和４年８月２２日の在留期限を超えて不法残留となり、また、申立人の父とされるＡも「定住者」の在留資格を有していたものの、同年４月２２日の在留期限を超えて不法残留となり、さらに、申立人は永住者の在留資格を有する父方祖父の扶養を受けて生活しているとしても、同人の実子ではないから、申立人が定住者告示６号イ、ハ又は口に当たることはなく、その他定住者告示に申立人が当たるものはない。

以上より、申立人が定住者告示に定められている地位を有する者であるとは認められない。

（イ） 次に、申立人が、定住者告示に類型化して列挙された地位を有する外国人と同視できるか、あるいはこれに準ずると考えられる人道上の理由その他の特別の事情が認められるかについて検討すると、申立人は日系４世であるが、申立人の両親はそれぞれ大麻取締法違反及び窃盗の罪により有罪判決の言渡しを受け、退去強制手続を経て、令和４年９月２０日、それぞれ退去強制令書発付処分を受けており、申立人が出生したのは当該退去強制令書発付処分後の令和５年３月▲日であるから、申立人について、「定住者」の在留資格として考慮される日本人又は永住者等との血縁・親族関係を始めとする日本社会とのつながりが十全に形成されていたものとはいえず、人道上の理由その他の特別の事情があるということもできない。

（ウ） これに対し、申立人は、申立人に定住者の在留資格を認めないことは、申立人の生命に対する権利（憲法１３条）及び平等権（憲法１４条）を侵害するものであるなどと主張するが、上記（2）のとおり、憲法上、外国人は本邦に入国する自由を保障されているものでないことはもとより、在留の権利又は引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではないから、申立人の上記主張は理由がない。

ウ　以上より、名古屋入管局長が行った本件取得処分は、全く事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるということはできず、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用してされたものということはできないから、違法とはいえないというべきである。

（６） したがって、本件取得処分の取消しを求める請求は理由がないから、「本案について理由があるとみ

えるとき」に当たらず、その余の点を判断するまでもなく、本案事件②を本案とする本件申立ては却下すべきである。

第４　結論

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、本件申立てを却下することとし、主文のとおり決定する。

令和５年６月５日

名古屋地方裁判所民事第９部

裁判長裁判官　劔持亮

裁判官　佐久間隆

裁判官　井筒土筆

日系人移住者の定住化と高年齢化の課題

大泉町における外国籍住民との共生社会をめぐる諸問題の解決は？

尾崎正利*

1：大泉町とは

大泉町は群馬県南東部の、いわゆる「鶴の首」地域の中央部に位置する人口 41,000 人前後の町である。大泉町は東西南北それぞれ 4 ㎞ほどの小さな町である。南側には利根川が流れ、北側及び西側には太田市、伊勢崎市、桐生市が、東側には館林市を含む邑楽郡の隣接自治体が続き、大泉町及び太田・伊勢崎市を中心として、これら東西隣接地域には太田市のスバル（富士重工）の本社工場や、大泉町のスバル工場（1969 年 8 月 29 日に駐留軍から返還）とパナソニック（駐留軍から 1959 年返還後、東京三洋→ハイアール、）並びにそれに伴う自動車や電機機械器具製造業にかかわる各種の下請工場が多く立地している。さらにこれら下請工場は隣接自治体にも広がり、館林市に至る東側自治体である邑楽・千代崎・明和町や、伊勢崎市に至る西側自治体まで多く立地している。加えて、群馬県による工場誘致条例により大泉町に移転した工場や大利根工業団地に進出してきた製造業の中には大手食品製造工場等も立地し、「鶴の首」地域は群馬県における工業製品出荷額のトップに位置付けられている。工業統計（2018 年現在）[1]によれば、大泉町を含む邑楽郡 5 町及び太田市・伊勢崎市・館林市の工業事業所数は2,750、従業者数は25,076人、製造品出荷額等は前者 3 市部で 444,594,590 円、後者 5 町で 24,539,211 円であった。県全数との比較では、事業所数の 60%、従業員数で 10%、製品出荷額等で 50%を占めている（群馬県の工業：2019 年）。

大泉町は 1957 年、小泉町と大川村が合併して現在の行政区になった。合併当時の面積は 18.41 ㎢、人口は 19,105 人、世帯数は 3,8898 であった（大泉町誌（下）：年表）。2022 年 12 月 31 日現在大泉町の人口は 41,729 人、その中には 49 ヶ国の外国籍住民 8,215 人を数え、総人口の 19.69%を占めている。この割合は 1986 年 12 月 31 日現在では 0.60%、1989 年から 1.62%と急激に増加し、2018 年の 19.00%をピークに若干の低下を示したが、再び増加に転じている。最大の居住者を占めるブラジル国籍者の数について、2008 年がピークで 5,140 人、2009 年にはリーマンショックによる帰国者の増加があり 4,578 人と急激に低下し、それが東日本大災害時の放射能汚染への懸念から 2011 年の 4,419 人で底を打ち、それ以降微増傾向（2018 年まで）が続いたが、その後年間 10 人前後の減少が続いている。この減少を補っているのがペルー及びボリビア国籍者で、彼らは決して爆発的ではないが、毎年増加を続けている（2022 年 12 月 31 日時点、ペルー国籍者 1,072 人、ボリビア国籍者 173 人）（表 1 を参照）。両者を合わせれば日系ラティーノの居住者数は緩やかな増加傾向を今なお継続していると考えられる。大泉町の総人口は 2004 年の 42,378 人をピークに 4 万 1 千人台後半を維持している状況で、日本人住民の減少傾向を外国

*執筆者は津市立短期大学教授、青森中央学院大学教授を経て、NPO 法人労働問題研究所理事長

[1] 群馬県総務部統計課「群馬県の工業（工業統計調査結果報告書）：2020 年 6 月現在」2021 年 9 月

人住民の増加で補っているものと理解される。2016年以降急激に増加したヴェトナム国籍者を筆頭とする技能実習生などの導入による住民数も 2 千人近くまで増加しており、日本人居住者に対する外国人居住者の割合は 2022 年 12 月 31 日現在、19.69%にまで達している。

首都圏整備法及び群馬県工業誘致奨条例が大泉町の工業化並びに町外からの労働力の増加を一層促進した

このような状況、すなわち他の自治体から大泉町に職を求めてやってくる住民が町内に、一時的にせよ、そのまま永住するにせよ、町内居住者として生活する現象が始まったのは、第二次世界大戦中の軍需工場の設置から本格的に始まった。中島飛行機製作所による太田市の陸軍「隼」戦闘機、大泉町の海軍戦闘機「ゼロ・ファイター」製造のための工場の設置と稼働がそうである。現在の太田市及び大泉町を中心とする「鶴の首」地域は 1940 年代の前半に行政区域外から大量のエンジニアを含む労働者や勤労学徒、朝鮮籍の労働者などを受入れた。勤労学徒の中には遠く離れた台湾籍の生徒も投入された。

こうした大規模な労働力を受入れた状況について、大泉町誌（上）1978：1474 は次のように記録している。「1931 年ころからくすぶり始めた戦雲は、日に日に拡大され、不景気風は戦争風にかわった。昭和 14 年、中島飛行機株式会社小泉製作所が起工(3 月 4 日)されるや、人は飛行機生産のために活気づき、工場従業員も全国から集まってきた。町の人口が増えると共に、日活館とか高砂館とかのような近代的な映画館がそこにもここにも建てられ、開設以来 40 年、長い間、この田舎町の人々に親しまれ、文化を伝え、義理を教え、人情を育んでくれた大正座も、時代の波には勝てず、戦争さ中ころからは、もうほとんど使われなくなった」大泉町は 1945 年 4 月 4 日、大空襲を受け、小泉飛行機製作所だけでなく周辺の民家を含め、死者 104 人の犠牲者も出した（同：1486)。

敗戦により米軍に接収された、これら工場の技術者を含む多くの労働者の中にはこの地にとどまり、それぞれの技術を生かせる製造業を起業し、或いは従業員として残った者も多くおり、占領軍のキャンプ地が撤収された後、太田市及び大泉町と太田市の境界をまたいだ跡地には富士重工「スバル」が、大泉町の跡地には「東京三洋電機」が進出し、前者は自動車製造を主とする拠点として、後者は電機機械器具部品を中心とする下請工場を周辺に数多く設置させることになった。これらの下請製造工場を起業した中心にいた者たちは、航空機製造のために全国からはせ参じた技術者たちであった。

大泉町誌（下）1983：1088-1090 は 1958 年 4 月の工場誘致政策開始以降 1960 年 11 月までに大泉町に新増設した工場の一覧を掲載している。それによれば 38 工場が大泉町に工場（3 工場は大泉町誌刊行時点で操業していない）を新増設し、そのうち東京三洋に関連する工場は、5 年後に操業予定とする守口市の三洋電機を含め、関連工場が 18 工場（大泉町内の工場が増設したと思われる工場が 12）が記載されている。東京三洋の影響力の大きさを物語っている。合計従業員は 3,000 人弱ほどの労働力が大泉町にもたらされたことになる。

大泉町誌（下）：1983：1118 は、工業の推移として、1969 年に完成した大利根工業団地入居工場を含め、翌年から 1980 年までの事業所数、従業員数、製品出荷額を記載している。それによれば、1970 年のそれぞれの数値、297 事業所、11,683 人、8,154,197 万円が 10 年後の 1980 年にはそれぞれ 295 事業所、14,434 人、27,114,335 万円と、事業所数においては 1975 年の 321 事業所をピークに減少に転じ、2 事業所の減少がみられるものの、従業員数は 1.2 倍、出荷額は 3.3 倍に増加した。

国道 354 号線に沿った地域は北関東の中でも特に多くの外国人の集住地があるが、大泉町はその中でも製造業で働く外国人が多い。それは 1956 年の首都圏整備法、群馬県の工場誘致条例（1959 年）と連動して利根川の水が利用できる東毛地域に多くの工場団地が造成され、首都圏に供給できる食品加工業や

工業備品下請工場が誘致されることになったことも大きな要因の一つである。太田市や大泉町では、これら工場を受入れる基幹となる製造業、すなわち自動車「スバル」の本社工場だけでなく、創業当初の白黒テレビやその後の空調機を製造する東京三洋が操業を始めた頃であった。これら多くの工場の立地は、多くの県外出身者をこの地域に呼び込むことになっただけでなく、1980 年代の高度成長期の人手不足の深刻化は、特にこの地域でも一層深刻になり、中東・南アジアの労働力に頼らざるを得ない状況が生まれる原因にもなった。1990 年に入る直前の、政府による外国人労働者受入政策の（積極的）導入策への転換は、日系ラティーノへの労働力利用への転換を促した。このようにして、航空機製造産業が進出するまでの 1930 年代には、桑畑が一面に広がり、東京都の間での桑の木の肥料と土管や瓦などの建材を交流する利根川の水運による交易が中心的な産業であった（大泉町誌（上）：1978：1107-1124）大泉町は、北関東地域の中でも有数の工業地域に変身した。

大泉町の居住住民の変遷

大泉町はよそ者が労働者として集まってきて発展した町であるといわれる[2]。よそ者には大雑把に言って、二つの種類がある。一つは中島飛行機製作所が生産を開始した 1940 年、東京三洋が進出した 1959 年、大利根工業団地の造成が完成した 1970 年それぞれを節目として増加した日本人労働者の増加がある。もう一つは 1980 年代後半から本格的に始まる外国人労働者、2016 年から本格化した技能実習生の増加である。これら導入された労働力は大泉町の人口を大幅に増加させるとともに、日本人人口の減少を補ってきた。それらの事情をより詳しく記述しよう。

先に述べたのだが、大泉町は小泉町と大川村が 1957 年に合併して一つの行政区になった。1869 年に舘林県に属することになった両村（小泉村は 1902 年町制に移行した）は、両行政区にまたがる中島飛行機製作所だけでなく、富士重工本社工場を擁する太田市の行政区にも一部属する、後に富士重工の工場となる完成機が飛立つための飛行場、その後の占領軍によるキャンプ・ドルーに対する対応など、共通の問題も抱えていた。戦前・戦後に立地した工場も当然両行政区にまたがっていた[3]。しかし両行政区は現在まで合併することはなかった。従って、大泉町の人口を歴史的に眺めるうえで、太田市との合併を考慮する必要がなく、合併以前の時期については国勢調査の数値により小泉町及び大川村両行政区の合計を大泉町の人口としてその流れを見ることにする。ところでそれ以降の大泉町人口統計に関する公表された

---

[2] 明治以前には小泉焼のうち、江戸に向けて輸出した「土管」製造があるが、その技術者は三河方面や関西地方からやってきた流れ職人であって、窯元と職人の取分は 6 対 4 の割合であったという（大泉町誌（上）：1978：1117-1121）。彼らが定着したかどうかの記録は見当たらなかった。上毛新聞：1997：26-40 は、1,000 人を超す台湾少年工が群馬県で働いたことを記している、しかし彼らは戦後台湾に戻っており、大泉町の人口増の要素に含めることはできない。

[3] こうした状況は太田市との間にも共通したものであったが、平成の大合併時には太田市との 1 市 7 町による「合併問題懇談会」（2000 年 8 月）並びに引続く「任意合併協議会」（2002 年 4 月）に参加したものの、この協議中、当時の長谷川町長が太田市を中心にした枠組からの離脱を表明、大泉町は邑楽町と千代田町との合併を希望したが、結局いずれとも合併は行われなかった。上毛新聞：2022：145-147 はその原因について、邑楽町議会の反対決議と推進した町長の落選により法定合併協議会は 2003 年 11 月に解散され、合併特例法の期限（2010 年 3 月末）切れが迫る中、再び太田市との「合併協議入り」確認書を締結した。しかし長谷川大泉町長は 2009 年の町長選挙で落選となり、大泉町の行政は継続されることになったと、その混乱ぶりを記している。

資料で執筆者が入手できたものは、外国人の国籍別人口の記載が網羅的になされず、「その他」に含まれる国籍者も一定ではない。加えて基準日も 12 月 31 日と 6 月 30 日の年があり、変化の推移を正確に反映するものでないことを記しておかざるを得ない。

まず全住民人口については次のような推移を辿っている。1920 年から 1965 年までは大泉町誌（下）：1983 による（1480-1490）。1920 年のセンサス[4]は、大川村 4,440、小泉町 4,186、合計 8,626 人であった。1930 年のセンサスもほとんど人口の変化はなく、大川村 4,564、小泉町 4,338、合計 8,902 人であった。これが大きく増加するのが 1940 年センサスで、中島飛行機製作所の竣工が始まり、最初の徴用工の入所式が 8 月 28 日に行われていることも増加の原因であると思われる。すなわち大川村 5,969、小泉町 6,090、合計 12,059 人となった[5]。戦争終結後 1945 年 12 月 31 日に行われた調査は、大川村 8,473、小泉町 13,562、合計 22,035 人と導入した労働者の残留の影響が残っている。しかし 1957 年の大川村と小泉町の合併時点（3 月 31 日）の調査は 19,105 人と若干の減少を見せ、数千人はこの地域を離れたが、少なくともこの時点でも千人以上の労働者及びその家族が残留したことを示していると想定される。大泉町の人口はこの数をベースとして増加していくことになる。1965 年のセンサスでは 21,262 人と戦争中の軍需工場盛んな頃の人数をほぼ回復している。その背景にあるのは、次のような状況を指摘することができる。大泉町は 1959 年に駐留軍が接収していた中島飛行機製作所工場跡地（キャンプ・ドルー）の返還を受け、平和産業誘致の方針の下、東京三洋の誘致を決め、白黒テレビの生産が始まった[6]。翌年 1960 年には太田市とともに「首都圏市街地開発区域」に指定され、道路整備等が積極的に行われた結果、住環境の整備も充実していった。日本はこれ以降高度経済成長期に入っていく。1969 年には太田・大泉にまたがった飛行場も返還され、その後富士重工スバル 360 の工場として稼働し、大利根工業団地の起工式も行われ、ここに大泉町の産業の町がはっきりと稼働し始めた。

執筆者はその後 1985 年までの間の大泉町の人口資料を入手できなかった。しかし 1980 年代以降現在まで、大泉町の人口構成は大きく変化を始める。それには政府の外国人労働者受入政策の漂流が大きく影響していたと思われる。移住（migrate）を拒否しつつ、安価な労働力を人手不足工場に導入するところにその原因があった。大泉町の産業は電機機械器具製造である工場、現在の「パナソニック」並びに自動車製造「スバル」を中心とする中小規模企業の部品製造下請工場群と、消費地首都圏を念頭に置いた食品加工工場から構成される。1980 年代の人手不足、その後の価格競争の波は、こうした大泉町の中小規模工場の経営に大きな影響を及ぼしたであろうことは想像に難くない。とりわけ 1980 年代の後半からその対応に外国人労働力、その主たる対象は就労ビザのない南アジア・中東の労働者を使用することだった。しかしこうした短期ビザ（入国前のビザ取得そのものも免除されている）労働者は外国人登録をすることができず、住民として登録されない[7]。しかし経営者としては必要な労働力であったことは云うまでもない。各工場には 10%－20%程度の労働者が使用されていたと当時の関係者は振り返っている。こうし

[4] 各センサスでは 10 月 1 日現在の人口が計上されている。

[5] 世帯数の増加は、1920 年の 1,664 世帯、1930 年の 1,671 世帯に対して、1940 年では 2,136 世帯へと大きく増加し、単身労働者の大規模な導入の一端を想定させる。

[6] このことは東京や大阪からの技術者や労働者だけでなく、下請工場の進出も伴い、一層の人口増に貢献したと思われる。

[7] 大泉町国際交流協会会長糸井昌信氏に対するヒアリングにおいて、糸井氏は当時大泉町役場の住民登録を担当し、毎夜各工場を訪問し、外国人登録を呼びかけたが、本人たちは姿を現さず成果は上がらなかったと述懐した（2022 年？）。

た労働者は人材ビジネスの初期の業者により大泉町に導入された。

その後定住資格を持つ日系ラティーノの導入、技能実習制度の拡大などにより様々な国籍者が大泉町で働くことになった。ここでは大泉町多文化協働課配布内部資料（2022 年）により、大泉町の人口の推移をこうした就労資格を持つ労働者と日本人住民人口の推移の関係について見ることにする。いずれの数値も 12 月 31 日現在である。

表 1：国籍別、年別大泉町に居住する外国人の推移

	1986 年	1988 年	1989 年	1990 年	1991 年	1996 年	2004 年	2008 年
ブラジル	0	36	277	821	1,382	3,273	4,864	5,140
ペルー	0	0	51	175	289	521	787	857
ヴェトナム	8	8	8	7	7	6	5	3
ネパール	0	0	0	0	0	1	25	30
フィリピン	25	35	49	62	64	113	212	157
インドネシア	0	0	0	0	0	51	59	52
ボリビア	0	1	0	0	31	21	94	119
中国	6	14	26	46	130	68	99	348
その他	183	218	212	204	263	249	327	376
外国人計	222	312	623	1,315	2,166	4,303	6,472	7,082
日本人計	37,000	37,476	36,756	38,036	38,304	37,443	35,904	35,213
総人口	37,222	37,788	38,379	39,351	40,470	41,746	42,376	42,295
外国人比率	0.60	0.83	1.62	3.34	5.35	10.31	15.27	16.74
外国国籍数	ua	ua	ua	ua	17	31	na	na
	2009 年	2011 年	2016 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
ブラジル	4,676	4,419	4,119	4,324	4,580	4,575	4,471	4,617
ペルー	844	855	961	965	1,015	1,023	1,061	1，072
ヴェトナム	3	10	174	230	279	325	354	435
ネパール	27	82	631	671	562	413	432	404
フィリピン	170	188	208	260	249	250	274	305
インドネシア	38	47	85	166	201	190	142	234
ボリビア	112	125	177	170	181	169	173	178
中国	194	137	227	213	218	130	137	172
その他	360	374	598	624	692	782	790	803
外国人計	6,424	6,237	7,180	7,623	7,977	7,860	7,834	8,215
日本人計	35,045	33,919	34,388	34,162	34,010	33,855	33,824	33,514
総人口	41,469	41,099	41,568	41,785	41,987	41,715	41,658	41,729
外国人比率	15.49	15.18	17.27	18.24	19.00	18.84	18.81	19.69

外国国籍数	na	na	na	na	na	na	na	49

大泉町作成各資料により筆者が作成、1991 年及び 1997 年は 3 月 31 日現在。na はデータが入手できない。

2：外国人労働力の導入：大泉方式の誕生と挫折

北関東地域、とりわけ国道 354 号線沿いの地域は、とりわけ 1980 年代の高度成長期以降、就労資格を持つ・持たないにかかわらず、仕事を求めて多くの外国人が居住するようになり、農業労働者、景気変動のショックアブゾーバとしての非正規工場労働者や、人材ビジネスや彼ら労働者を支える飲食店などのビジネス或いは出身国との間の貿易を起業するビジネスマンとして働いてきた。そのために、それぞれの出身国の生活を支える住居・食品や宗教的施設などのインフラも徐々に整備されてきており、彼らにとって暮らしやすい地域と見なされている。「鶴の首」地域以外では、地方都市の周辺部に居住し、生業として、スリランカ人やパキスタン人などの中東出身者の中古自動車の輸出、レストラン、バールなどの飲食関係、小売業、農地を借りた農家や農業労働者などがみられる。また人材ビジネスの仲介により工場労働者として働いている者も見られる（室橋：2023 を見よ）。さらにまた、この地域は 1980 年代のブラジルにおけるハイパーインフレから日本に出稼ぎのために U ターンした、日本国籍保有者の多くにとっても重要な受入地であった（尾崎：2006 を見よ）。彼らの中にはこの地で人材ビジネスのノウ・ハウを学び、1990 年代の日系ラティーノ日本導入のシステムを作る先駆け的な役割を果たした者もいた。

東毛地区雇用安定促進協議会

1970 年代以降、製造業の町として目覚ましい発展を遂げていった大泉町において、とりわけ注目されるべきは、日系ラティーノの導入策であった。大泉町における 1980 年代の外国人労働力の利用は、南アジア・中東の労働力を主とし[8]、移住一世 U ターン者、日系ラティーノ日本国籍保有者を補充的に導入していた点で、他の地域と同じであった。それら労働力は人材ビジネスにより供給されていた点でも同じであった。しかし 1990 年以降、日系ラティーノ二世及び三世まで、並びにその配偶者と未成年の子供の日本での就業が可能となる在留資格が日本政府により認められ、大泉町にあって、日系ラティーノの導入には他の地域に見られないシステムが考案され、町を挙げて彼ら・彼女らの導入が図られたという特徴がある。

それは当時の丘山産業社長の米澤勝美氏と大泉町長であった真下正一氏との協議、いわゆる産官協働による導入政策の立案[9]であった。「東毛地区雇用安定促進協議会」がそれであり、人材ビジネスの介在を排除し、直接募集・採用を基本としたことであった。このシステムは 1999 年 4 月の協議会の解散によりその役目を人材ビジネスに委ねることになるが、現在でも協議会メンバーであった企業で、30 年間にわたり従業員として働いている労働者や起業して、人材ビジネスを含め各種のビジネス活動を行っている者も、相当数いるといわれている。彼らは現在、導入当時提供されたアパートから一戸建ての住宅を賃貸・購入し、住民コミュニティの中で生活している者も多い。職場が町外であるが、大泉町で暮らしている者も相当数いると想定されている。それらは日系ラ

[8] 1980 年代後半には大泉町及び隣接地域で約 5,000 人程度働いていたとの情報もある。東毛地区における中小企業の人手不足の深刻な状況並びに彼らの時間給（800 円から 900 円、一説によれば 500 円）の安さなどの状況についても上毛新聞：1997：64-67 を見よ。

[9] 協議会設立に至るプロセス等については上毛新聞：1997：2－12 に詳しい。

ティーノだけでなく、その他の外国人にとってもそれぞれの出身国の食材や教会或いは寺、民族レストラン等出身国人同士のコミュニティの中で生活することができ、北関東における外国人集住地への交通だけでなく東京への便もよく、緑豊かな町の生活環境が整っていることなど、暮らし易いことがその理由であると思われる。

それではこうした定住化を促進する先駆けとなった「東毛地区雇用安定促進協議会」の日系ラティーノ受入方針とは何であったのか、米澤勝美氏の子息米澤雄太氏が発見し、公開を許諾された「東毛地区雇用安定促進協議会」の文書を紹介しなければならない（これら文書は大泉町観光協会内に展示されている）。

協議会は「外国人労働者雇用のための指針」として、次のように日系ラティーノを雇用する基本方針を高らかに宣言している。冒頭、

> 国内に於ける外国人労働者の急増は、日本の世界に於ける経済的地位の高まりと共に、製造業を始めとする建設業等の人手不足を招き、需要と供給のバランスを崩し、近年企業の存続に危機を及ぼす様相を呈して来た。併せて、出生率の低下が国民の風潮ともなり、従来の労働者不足は正に現実のものとなりつつある。
> 特に大泉を中心とする群馬県の東毛地区は、過去数年にわたり有効求人倍率が全国でも有数な高地域であり、労務倒産や企業の閉鎖等が相次いで発生している。
> この時期に入管法が改正され、外国人労働者（日系二世・三世）の雇用が可能になり、私達中小企業者は合法的な方法にてこれに対応するため、心ある人たちを糾合して組織を結成したものである。
> 会員はこの指針を参照され、自社の為そして地域社会の為、ひいては日本国の為に努力をするようお願いしたい。

との趣旨を記した後、順守が求められる個別の問題に対応すべき一般的な道徳的･倫理的基準、並びに福利厚生、生活指導、日本語教育等に関する基本的な対応を求めている。それらは、

> 1　人間愛を基盤とし、雇用者の人格を尊重すること、
> ア　国籍、性別、職業等により差別をしない。
> イ　労働者として考える前に、人間として扱うよう、日本人社員に対して指導する。
> ウ　言葉や生活習慣の違いについて、互いに誤解の無いよう教育を行い、理解し合えるよう心掛ける。
> エ　伯人の誇りを傷つけるような言動は避ける。
> 2　日伯親善に役立つこと、
> ア　ブラジル移民史を回顧し、その歴史上における我が国の恩恵を考慮し、ブラジル経済発展の為寄与する。
> イ　在伯日系人に協力し、日系人の地位の向上を図る。
> ウ　日伯それぞれの文化交流を通じ、日本の良い点を知らしめ、今後の人生に役立つ人間形成について考慮する。
> 3　単なる人手不足解消法と考えず、将来を展望して、雇用の継続ができるよう努力すること、
> ア　家族で来日する人達に、子弟の教育や日本での生活習慣の指導を特に心掛ける。
> イ　在住伯人のストレス解消のため、福利厚生について配慮する。
> ウ　病気怪我等が発生した場合は、その措置を迅速に行う等、常に思いやりのある対応をなすこと。
> エ　悩み事等に対しては積極的にカウンセリングを行う。この場合責任ある管理者がその対応にあたること。
> オ　日本の法律を遵守するよう教育指導する。

協議会メンバーが日系ブラジル人を雇用する際の注意すべき対応や行動について注意を喚起している。

また規約において、

２条（目的）　本会は、慢性的な労働力不足が健全な企業活動を阻害する現況に鑑み、中南米に移住した日本人の子孫、日系二世、三世の労働者を、合法且つ安定的に雇用して、企業活動を活性化し、もって参加各企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

として、「東毛地区雇用安定促進協議会内規」付属文書 1991 年 2 月 12 日付]において、適用が求められる具体的な労働条件を定めている。例えば賃金については、賃金に関する申合わせ事項では、

賃金は時間給
男子：15 歳～17 歳及び 50 歳以上（1,000 円)、基準額（1,200 円)、高度（1,300 円以上）
女子：(それぞれの区分ごとに）750 円、800 円、900 円以上
注 1：基準とは、18 歳～50 歳未満の人で、健康でしかも勤務成績優秀な人を言う。賃金は、本人の能力に応じ、適宜増減することが出来る。
注 2：適用の目安として、15 歳～17 歳及び 50 歳以上について、(能力に応じて）の文言があり、1～3 ヶ月の試用期間に適用されることも認めている。高度の定義として、高度な技能と管理能力を保持する者としている。
注 3：残業は時間給の 2.5 割増しとし、深夜及び使用者が事前に指定した休日の勤務は 5 割増しとする。
注 4：参考として、昼食に触れており、「東毛給食センター等の定食を利用することが出来る」としている。

福利厚生については、住居費等に関する申し合わせ

通常の居住施設を借り上げるなどして提供する場合：徴収額は 1 人当たり 10,000 円以上とし、居住性の良好なもの（新築で・使用面積が広く・設備が整っている等）については 1 人当たり 15,000 円を限度とする。
尚、これが運用は、居住人員・使用スペースの公共・設備等々を勘案して、各社毎決定するものとし、社宅及び社員寮を使用させる場合はこの限りではない。

共益費に関する申し合わせ

使用した、電気・ガス・水道料金・NHK の受信料は、居住者の均等割り負担とする。尚、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電気コタツ・扇風機・ガスレンジ・鍋釜・食器・寝具等の生活必需品は、使用者側において準備し、貸与する。

などの適用されるべき具体的条件も定めている。

内規は対象とする外国人労働者を国の施策に基づき、ブラジルに移住した日本人の子孫、並びに日系の二世・三世（内規 3 条）とし、協議会メンバーの担当者が現地に赴き直接雇用する（4 条）方式とし、それらの活動を支援することが協議会の役割であるとしている。さらにまた入国に必要な手続、入国時の出迎等の対応、宿舎までの輸送及び労働・生活に必要な説明、雇用契約書の作成に必要な事項、ビザ変更（短期ビザ→定住ビザ）・更新手続、帰国時に必要な諸手続等の説明の詳細は「[B]受け入れに当たっての留意事項」（1990 年 6 月 4 日）が別途作成されている。

ただし問題もないわけではない。指針 4 のアは社会保険加入に関する部分であるが、「一世については日本人そのものであるとして社会保険（国民健康保険・国民年金保険）に加入させること」とする一方、「二世及び三世については、損害保険会社の商品である、「海外旅行損害保険」に…加入させることが必要である」とする一方「前期の外に夫々市町村役場扱いの「国民健康保険」に加入させる事も可能である」とする。このことは協議会と真下町長との間に暗黙の了解が存在したことを示唆するとともに、当時の大泉町の経営者のみならず、一般的に「出稼ぎ」としての労働力を受入れる、すなわち 1 年或いは数年で帰国するものと想定していたことを示していると思われる。彼らが定住・永住化することになるとは受入

当初において、想定されていなかったのである[10]。

しかしながらこの想定は早くも崩れてしまう。上毛新聞社：2020：57-58 は、働く町から住む町への見出しのもとに「ここ 7 年間で日系人の定住化傾向がはっきりした。その中で、大泉では職住分離が進んでいる。93 年には大泉町に住む日系人の 70%は町内企業で働いていたが、94 年には 49%、95 年には 36%と激減した。一方、町外で働く者が 35%、県境を越えて隣接する埼玉県など県外で働く者が 29%にも上がっている。大泉町は労働する街であると同時に、居住地としても選択されている」と指摘する[11]。

3：大泉町における日系ラティーノのコミュニティの形成と弱体化

日系ラティーノ・コミュニティの崩壊

1990 年以降、ブラジルから本格的に日系ラティーノを導入し始めた「東毛雇用安定促進協議会」は、迎え入れた日系ラティーノに対する生活支援（例えば生活に必要な物品のバザー）、近郊の観光地へのバスツアー、豪華な賞品（例えば、スバル 360 の賞品として提供）を用意したビンゴゲームやカラオケ大会の開催、サンバパレードを組織し、伝統的な日本の夏祭りに参加させるなどを積極的に行ってきた。加えて、町行政は 1992 年「広報おおいずみ」をポルトガル語に翻訳した「informativo GARRAPA」の表題の広報紙を作成・配布し、窓口に通訳を配置するなど、日常生活に必要な情報を滞りなく伝達できるようにしてきた。その後 1996 年 4 月 27 日「ブラジリアン・プラザ」が開業し、日系ラティーノの相互交流・情報交換の場ができた。しかしながらこの交流の場も 2014 年にその役割を終えることになった。浜松で主として日系ブラジル人を対象にビジネスを成功させたスーパー・マーケットが既に、日系ラティーノを対象としたスーパー・マーケット「スーパー・タカラ」

---

[10] 上毛新聞社：1997：19-20 は、「定住」と「永住」は違う。人生の一時期を日本で働いて過ごす定住志向があるという解釈がふさわしい。日系人はブラジルと日本の二つに生活の舞台を持ち続けるだろうと解釈した喜多川豊宇東洋大学社会学部教授の言葉を引用している。しかし現在、永住資格を得た日系ラティーノが著しく増加したとの事実も考慮しなければならない。彼らは生活の場として日本を選択したが、第二世代或いは第三世代が日本で生活するようになった 30 年の歴史がそうさせたと解釈され得るとしても、故喜多川教授が存命であったなら同意されたであろうか。喜多川：1993：34-35 は日系ブラジル・ペルー人の生活構造・意識構造に関して浜松市と大泉氏を対象とした初期の調査研究である。彼は企業城下町の発展について、外部から多くの労働者を取込み、発展して来たとの日本における人口移動をベースに、移住者を労働力から生活者への意識転換、或いは地域生残り策として意識転換が必要であるとする。調査からは日系人の定住希望者が 40%あること、大泉町では町外労働者の為の住居と在来住民のそれとの場所的分離があった。その中でアパートではなく賃貸旧宅に居住するものが多いと指摘している。こうした分析について、移住初期におけるこれらの環境は彼らを大泉町住み易い町と感じさせたであろう。中島飛行機製作所、東京三洋の立地がこうした住環境を形成させたのであるまた、喜多川：1997 は故喜多川教授の日系ラティーノの日本での定住化とその構造に関する集大成の論文である。

[11] 職住が一致しない日系ラティーノの増加は、町民の反感を買うようになり、徐々に大泉町の彼らに対する各種の優遇措置、例えば国民健康保険加入、出産補助金の支給などに対する負担が重荷にもなってくる。上毛新聞社：2020 は歴史区分として、1990 年－1999 年を蜜月、2000 年－2009 年を離反、としているが、それによれば、2001 年の町長選挙で真下町長の後継者高野和男町長（蜜月時代）を破って当選した長谷川洋町長の町政は離反時代の幕開けとなる。

として大泉町坂田に進出し、1994 年 11 月に開業していた。ブラジリアン・プラザの 2 階に入っていたレストランや携帯ショップ、食肉店、レンタルビデオ、ブチック、美容院、広告デザイン、国際電話会社、時計宝石店（日本人経営）など 16 店舗が入居し、1 階には大型電器店（日本法人）が入居していたが、彼らの大半は大泉町で商いをしていた日系ラティーノの個人商店主であった。彼らは大泉町で商いをしているその他の日系ラティーノ経営者と連携して、様々な活動（例えば年末セールの共同開催など）をしてきたが、品揃えの豊富さと価格の安さがスーパー・タカラには勝てなかったのではと見なされている。

日系ラティーノたちがスーパー・マーケットで十分な交流をすることは困難で、レストランでは親しい少数の集まりしか期待できない。複数存在するようになった福音派の教会もそれぞれの協会に属する日系ラティーノが慈善活動を行ったりするだけで、大泉町や隣接自治体に居住する多くの日系ラティーノが広く交流し、情報交換をする場として十分な場であると考えるのは困難である。もちろん学校に通う子供を介しての親の交流も存在し得るが、一時的な交流・主として学校に関する情報交換にとどまり、独立したコミュニティ自身の集団的な意思が形成される可能性は極めて少ないと思われる。町行政は日本語が堪能な日系ラティーノを行政と彼らの間に置き、窓口に通訳も置いて、情報伝達を行おうとした。一種のコミュニティリーダーの役割を期待したが、これらリーダーは日系ラティーノの反感を買い、多くが大泉町を離れたという。こうしたリーダーたちは日系ラティーノのコミュニティが自ら選んだ人材ではなかったからである。さらに云えば、彼らのコミュニティはこの時点ではそこまでしっかりと形成されていなかったとも云える。

現在は行政窓口の通訳も廃止され、情報を伝達する公式のリーダーも存在しない。しかしながら彼らの役割の一部は、日系ラティーノの中で一定の評価を得て、町内の各種団体（例えば、大泉商工会や観光協会、国際交流協会など）のメンバーになっている人材が、それぞれの立場で行う交流・情報伝達の役割を果たしている。こうした人材は、それぞれのビジネス活動の分野で支援活動を行っているが、日系ラティーノ・コミュニティ自身の集団的意思を形成する役割を果たすのは困難であると思われる。

加えて、町外の活動家による支援活動も、とりわけ COVID－19 以降、ブラジリアン・プラザにおいて展開されているが、宿泊施設の提供、職業訓練、職業紹介（認可労組による紹介）などが主要な支援で、フード・バンク事業も含め、町内の日系ラティーノ・コミュニティの形成、集団的意思の形成に寄与していない。多くの被支援者は町外の失業或いは就労が困難になった高年齢の日系ラティーノであった。このことは町行政との対立ももたらし、その主要なものは、消防法上の施設の認定や被支援者の生活保護の申請が原因で、治安上の不安を訴える周辺の住民の苦情も影響した。

すでに述べたように、サンバパレードは産業界（東毛地区雇用安定促進協議会）と町行政との連携の中で、地域住民との交流を促す趣旨で、町を挙げて行われてきた夏祭りの一つとして、早くも 1991 年に登場した。しかし 2001 年から中止された。これについては様々な理由付けがなされているが、町外から大量の観客が訪れ、彼らはサンバパレードに群がり、そのため警備費用がかさんだという経済上（資金面で事実上支えた東毛地区雇用安定促進協議会が 1999 年に解散している）の問題、町民の伝統的な夏祭りと調和しなくなったことがあげられるであろう。結局、夏祭りによる日系ラティーノと町住民との交流はならなかったのである。

中越地震により三洋電機長岡工場が大きな被害を受け、それに伴い大泉工場も大幅な人員整理（14,000 人）を余儀なくされ、大泉町の産業界は一時苦境に陥った。大泉商工会は 2007 年、大泉町観光協会を観光振興事業の実行組織として内部に設立して以降、観光客誘致の目玉としてサンバパレードの再開を模索し、その年の 9 月、三洋電機大泉工場の体育館で復活させた（観客は 5,000 人）。それは大泉町内に立地

する産業界と町住民との交流が目的ではなく、観光振興の目玉であった。それ以降、路上パレードは行わず、施設を変えながら、2008 年以降 2019 年に休止されるまで、ラテン文化に焦点を絞り込んだ観光策として「大泉カルナバル」を開催した[12]。日系ラティーノ・コミュニティだけでなく、その他多様な居住外国人コミュニティ（主として古くから大泉町でレストラン等を経営している南アジア・中東の人々だけでなく技能実習生）を糾合した「グルメ横丁」開催による観光振興は現在大いに成功している。しかし、コミュニティ同士の交流やそれぞれのコミュニティの集団的意思決定にどれだけ影響を及ぼしたのか明確ではない段階である。それは日常的に行われる交流でなく、地元日本人住民も町外からの観光客と同じく、年に一度の珍しい食事を楽しんでいる、グルメを求めて参加していると思われるからである[13]。

日系ラティーノの高齢化の進行：全国の傾向

日系ブラジル市民が出稼ぎ労働力として日本に移住して、すでに 30 年が経過した。この日本への移動の流れの中には、戦後移民（多くの単身技術移民も含まれる）の U ターン移動も含まれるが、ここで提示する統計には含まれていない。統計の数値はブラジル市民の在留者数だけを示している。またこの統計が明らかにするのは、在留者数のピークである 2007 年 12 月末日の数値に対して比較対象となる 2017 年 12 月末日、2019 年 12 月末日、及び 2020 年 12 月末日の数値を選択して、5 歳刻みで、その変化を見ることで、高年齢化の動きを目に見える形で表している。

表 2：在留ブラジル人、5 歳刻み、男女計

	総数	0- 4 歳	5 - 9 歳	10-14 歳	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳
2007 年	316,967	18,470	18,974	14,490	16,357	34,565	43,141	39,574
2017 年	193,798	9,776	11,455	10,892	10,892	11,807	16,033	19,604
2019 年	214,643	10,346	12,577	12,351	12,351	14,695	15,875	21,067
2020 年	208,798	9,693	12,272	12,076	12,384	13,982	14,358	19,782
	総数	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60-64 歳	65-69 歳
2007 年	316,967	33,905	29,682	24,152	18,755	13,164	8,010	1,687
2017 年	193,798	20,855	19,216	17,889	16,097	11,977	7,799	3,843
2019 年	214,643	23,738	21,172	19,185	16,511	14,082	9,166	4,888
2020 年	208,798	21,808	20,810	19,234	17,264	11,431	9,516	5,273

	総数	70-74 歳	75-79 歳	80 歳以上
007 年	316,967	799	191	51
2017 年	193,798	1,749	672	284
2019 年	214,643	2,232	1,105	415

[12] 上毛新聞社：2022：192-195 に詳しい。それによれば、町行政は 2016 年の大雨による集客減を理由に補助金の打切りを決め、COVID－19 による 2020 年からの休止まで商工会の予算だけで実施した。

[13] 従って、大泉町の観光策が日系ラティーノ・コミュニティと日本人コミュニティとの多文化共生社会を形成することに貢献できるためには、日系ラティーノ・コミュニティにおける一定の集団帰属意識と共通の文化的意識の形成が必要と思われる。彼らコミュニティの集団的意思の形成に基づいた参加が必要であると思われる。

2020 年	208,798	2,331	1,242	443

法務省：国籍・地域別、年齢別、在留外国人：各年度 12 月末現在

2017 年 12 月末日の数値は、リーマンショック（解雇や雇止による失業者の大幅な増加）及び東日本地震の影響（巨大津波や放射被爆の恐れから北関東や東北地方の在留者の減少）で帰国したブラジル市民の再入国が軌道に乗ってきた時期に当たる。2019 年 12 月末日の数値は、新型コロナ・パンデェミックの直前で、2020 年 12 月末日の数値は、新型コロナ・パンデェミックにより多くの非正規労働者の雇用が影響を受けた時期の、ブラジル市民在留者数を表している（2021 年の数値は来年 6 月以降にしか公表されない）。

この数値を分析する際に考慮しなければならないのは、2017 年以降、技能実習生受入制度が大幅に拡充され、元々団体受入研修生受入制度が日系人在留資格・定住と同じく 1990 年に始まり、日系人労働者と研修生・技能実習生の職場の住み分けがなされていたところ、2017 年の改正により両者の競合が始まり、食品製造や介護並びに建設や造船分野では技能実習生が日系人労働者を駆逐しつつあることである。また、現在制度拡充が検討されている特定技能外国人 1 号が新設され、2 号（何度でも在留資格の更新ができ、家族帯同も認められる）の受入職種が技能実習生受入職種の、介護を除くすべてに拡大されることが検討されていることである。このことは、今後、日系人労働者の受入職場が減少する可能性も想定される。

表 3：在留ブラジル市民年齢階層別男女計、年齢階層別増減比率（2007 年を 100 として）

	総数	0-14 歳	20-64 歳	65 歳以上	0-14 歳%	20-64 歳%	65 歳以上%
2007 年	316,967	51,934	261,305	2,728(0.8%)	100%	100%	100%
2017 年	193,798	32,123	152,169	6,548(3.3%)	61.85%	58.23%	240.00%
2019 年	214,643	35,274	167,842	8,640(4.0%)	67.92%	64.23%	316.72%
2020 年	208,798	34,041	160,569	9,289(4.4%)	65.55%	61.45%	340.51%

表 2 を基に執筆者が作成：() 内は総数に対する割合

表 2 は労働力人口と高年齢人口の推移を見たものである。総数では 2007 年に対して 2019 年は 67.71%にまで回復してきたが、新型コロナの影響下 2020 年では 65.87%に低下した。子供の増減は総数とほぼ同じであるが、注目すべきは、労働力人口（15－64 歳）は各時期について、58.23%、64.23%及び 61.45%と総数に比べて回復度は小さく、対照的に高年齢者（65 歳以上）はそれぞれ 240.00%、316.72%及び 340.51%と 3.4 倍にまで増加していることである。また、新型コロナ禍であっても、2019 年に比べて 2020 年を比較すれば、45－64 歳層では数は少ないが増加すら見せている（表 2）。リーマンショック後の帰国支援により、とりわけ高年齢者層の帰国が多かったとの指摘もされているが、日本に残留した労働力人口の高年齢化、すなわち非労働力人口の増加が明確に出ていると思われる。一般的に、日本の労働市場では日系ラティーノの雇用（校内請負労働者として工場に受入れる）場合において、軽作業でも、新規雇用の場合、64 歳が限度と看做されていることにも注目する必要があろう。

大泉町における高年齢日系ブラジル人居住者数

上の表 3（年齢 5 歳刻みのブラジル人在留者数）から、大泉町に在留する日系ブラジル人の 65 歳以上人

口を推計する[14]。上の表に合わせて、2020 年の数値を使用する。日系ブラジル人の高年齢化率が大泉町と全国で同じ割合であると仮定する。全国の 65 歳以上在留者の比率は 4.4%である。従って大泉町在留者数 4,610 人×4.4%＝202.84 人となる。このほぼ 203 人という数が多いか少ないかは議論の余地があろう。大泉町の年齢階層別人口統計（群馬県企画部統計課「群馬県の年齢別人口」2021 年 10 月 1 日現在）では、大泉町は県内で一番 65 歳以上人口の割合が低く、23.4%で、前年より 0.4%増加したことを示している。従って 2020 年において全町民中の高年齢者数 42,089 人×23.0%＝9680.47 人となり、ブラジル人高年齢者数 203 人÷全町民高齢者数 9680 人＝2.0%が高年齢者全町民に占める日系ブラジル人 65 歳以上住民の割合であると推計され得る。「鶴の首」地域の高年齢化比率の低いほうで県内上位 10 位に 4 自治体が入っており、いずれの地域も大泉町と大差がないと思われる。従って当分の間この地域において、日系ブラジル人の高年齢者対策は緊急に対応が必要というわけではない。

大泉町：2020：7 において、センサス（2000 年と 2010 年を比較している）における 5 歳刻みの男女別グラフの分析結果として、「男女ともに、平成 12 年（2000 年）で構成人数の多い 20 歳代後半から 30 歳代前半の層が、平成 22 年（2010 年）には 30 歳代後半から 40 歳代前半に移行し、人口構造の高年齢層への移行がみられる」とし、「外国人の人口構成は高齢者層が緩やかに増加」との認識を明らかにしている。提示された図で見ると、60－64 歳層以上において男女計で 100 人を超えており、今後明確に高年齢化が進む兆候を示している。ただし、基礎となる数値が不明で、明確な分析はできない。

四世への定住ビザ拡大の問題

上述した人口の高年齢化に関する分析は、日系ブラジル人に限定したものであり、日系ラティーノ全体やアジアその他の日系人を含まない。しかしながら日系人労働力に関して彼らに共通する問題も存在することを指摘しておかなければならないであろう。それは彼らに対する現在の受入政策が日本人の二世、三世及びその配偶者並びにその子供であるが、三世の子供である四世は未成年者の間では日本に定住者の子供として在留できるが、成人に達すれば当該在留資格を失うことが想定されている。またブラジル在留者の四世以降は定住ビザを発給されない。このことは新たな、若い労働力を導入する方法を政府自ら断ち切ってしまったことになる[15]。

日系人四世が日本に滞在できる制度の新設が、2018 年 7 月に鳴り物入りで施行された（以下の内容も含め尾崎：2019：121-122 を参照）。この制度はしかし、三世ビザとは全く異なったものであった。すなわち、ワーキング・ホリディーの制度に準拠した四世

[14] こうした推計を用いたのは、大泉町住民の国籍別・年齢 5 歳刻み別登録者数のデータの入手ができなかったことによる。

[15] 入管法は日系ラティーノの在留資格について、日本での就労或いは何らかの経済的活動という文言を使用しておらず、一見すると中立的であるが、その運用に際して日本での雇用契約の写しなどの書類をビザ発給の条件として提出させている。そうした扱いは、一定範囲の日本国籍者を祖先に持つ外国籍親族の日本での就労を必要な要素と見なしていると思われ、こうした在留資格を導入した経緯、すなわち不法就労に代わる労働力の確保という労働市場政策を反映しているものと見なし得る。それらの事実を明らかにしないで、彼らの労働力としての利用に代る新たな労働力として技能実習生の大幅な拡大と特定技能外国人制度の新設により、人材ビジネス業者を集めた説明会における説明において、入管庁が四世をこれまでの三世までと同じように受入れない理由として、「労働力の入替」を第二次世界大戦により苦労をかけたことに対する「戦後補償」の一環という説明を行ったものと推測してもあながち間違いではないと思われる（尾崎：2019：37）。

ビザは、年齢制限（18 歳から 30 歳）があり、日本においてボランティアの受入サポーター2 名を必要とし、滞在期間が 3 年を超える場合には 3 級程度が必要で、週に一度程度日本文化を習得するために地域の活動に参加することが条件となっており、家族の帯同も認められていなかった。この制度は COVID-19 の影響もあったが、4,000 人導入予定が 2022 年末までの在留者は 128 人ととどまった。2023 年 6 月入管庁は制度設計を若干修正する意向を示した。その案の一部が明らかにされているが、それは従来の骨格を変更するものではなく、日本語能力は入国時 3 級であれば年齢を 35 歳まで延長出来ること、四世に与えられる特定活動は最長 5 年間の在留資格であるが、それまでに 2 級を取得すれば「定住」資格に変更することができることが目玉として掲げられている。団体サポーターの担当職員 1 名について担当人数が 2 名から 3 名に増員されたが、その他の要件はそのまま維持されている。制度の趣旨として現行告示において使われてきた「海外日系人社会と日本との懸け橋になる人材」の育成は、今回も堅持された[16]。

従って、日系四世の補充の見込みがない中で、同時に日系人コミュニティの高年齢化が不可避的に進行していく中で、彼らのコミュニティの維持・存続だけでなく、コミュニティ内部における相互扶助体制も崩壊していく中で、高齢者福祉をどのようにすれば達成できるかを考えなければならない時期に来ている。大泉町の全住民の 18%近くを占める日系ブラジル人の高年齢化の進行とそれへの対応は、日本人居住者とは異なった課題も多くあることを認識しなければならないであろう。それらは文化的に多くの類似点を持つ日系ラティーノ全体に対する共通の課題でもある。とりわけブラジルで教育を受けた第一世代並びにブラジルで幼少期を過ごした第二世代の中には、ブラジルやペルーなどの家族集団を大切にする文化的背景を持ち、高齢者家族を自宅でケアする傾向があることも否定できないが、日本で生まれ、日本文化の中で育った第三世代の若者の多くは四世である可能性が大きく、日本において経済的に自立する可能性は低いと見なされ得る。そのために、日系ラティーノの家族メンバーによる相互扶助の実施は困難にならざるを得ない。

この点について執筆者は、日系四世のビザ発給問題に関して、2016 年に示された新しい制度（告示案）が日本在留四世にとって取得がより容易である制度で、ブラジルからの新規入国者にとってビザ取得が極めて難しいと指摘したことがあった[17]。この点は

---

[16] ブラジル時間 2 月 7 日 20 時に開催された、外務省、入管庁及び CIATE 共催によるオンラインセミナー「日系四世受入制度説明セミナー」（ブラジル日報 2023 年 3 月 3 日）における新制度の説明に対する不満に対して、二宮正人サンパウロ大学法学部教授は早くも、日本経済新聞私見卓見（2023 年 3 月 16 日電子版）において、ブラジル社会において「30 歳を超える日系四世も多い、懸け橋となる人材の育成において年齢は問題ではない」と反論し、さらに日本語能力条件について「流ちょうな日本語能力を身に着けたのであれば、長期間の滞在機会を与えるべき」であり「逆に滞在期間を短期間に制限するのであれば、N3 までの日本語能力を要求すべきでない」と入国条件と制度の趣旨との齟齬を指摘した。告示変更の具体的な内容が明らかになった直後のブラジル日報の記事（2023 年 6 月 7 日）は、執筆記者の制度に対する批評を記事の最後に掲載しており、それによれば「入口が同じで、奥行きだけが深くなっても通れる人数はさして変わらない。…今回の制度改正案では、四世ビザを取得してすでに日本に 5 年間住んでいる人が主な対象だ。そもそもその四世ビザを取得するのが至難の業との評判だ。つまり、入り口となる「特定活動」の在留資格の要件緩和幅が小さいため、在留者数の目立った増加は期待できないだろう」とし「在留者数増加を期すならば、年齢制限と家族帯同禁止の規制撤廃が必要となってくる」と評している。

[17] 尾崎：2019：121-122、とりわけ外国在住の日系四世であることの証明に必要とされている書類の提出が申請代理人である支援者にとって著しく困難で

2023 年改正告示(案)においても同じことがいえる。この相対的な日系四世の日本就労を可能にする特定活動ビザがどのような展開を見せるのか、今後の動向を注視したい。

ところで大泉町においては、日系ブラジル新雇用のリーダー的存在であった丘山産業だけでなく、大泉町内の工場では 1990 年に協議会の方式により導入したブラジル人が現在でも就労している者も一定数あるとのことであった。18 歳で働き始め 30 年が経過し、現在 48 歳になる。こうした労働者は他の工場でも存在するとのことで、移住第一世代の高年齢化があと 15 年ほどで完成し、引続き第二世代が高年齢化に参入することになる。とりわけ日系ラティーノ第一世代の高年齢化に対して、大泉町においてどのような対処が求められるのか、検討されなければならない。大泉町においては自宅を持ち、多くは家族の相互扶助により経済的に自立しているものも多い。しかし、自らアパートなどで生活している者、人材ビジネスが提供するアパートで生活している者も依然として相当数いると推測されている。また単身者も相当数存在すると云われている。問題は、日系ラティーノの同居家族による相互扶助によるケアが、全員に対して可能でないことである。そこで社会的扶助が必要なケースも多く発生するであろう。生活保護申請や医療・介護へのアクセスは日本人の貧困高年齢者と同等に可能でなければならない。

日系ブラジル人に特に必要な支援策は年金・介護保険を含む健保問題を除き、将来的には必要がなくなると推測されるが、しかし今後 20 年間の中で必要な支援や解決されなければならない政策課題も多くもある。この課題に立ち向かうには、前述したように、日系ラティーノ・コミュニティが地域において十分に形成されていない現状、文化的相互理解において、日本人住民のコミュニティとの交流や連携活動などが十分でない段階にあること、文化的相互理解を深め、両コミュニティの交流を促す仲介団体である組織も、大泉町において活動はしているが、必ずしもうまくいっていない段階にあることなどに鑑みれば、可能な施策や活動は限られたものになってくるのではないかと考えざるを得ない。

実行されてきた支援活動

それらは

① 雇用を失った日系人労働者が人材ビジネスによる業務請負で働いていた場合、民間アパートの賃貸が困難で、人材ビジネスが住居を提供する(大泉町では労働者が個人的にアパートや一戸建てを賃貸する例も多いが、高年齢化が進むにつれ賃料の負担に耐えられない時がやってくる)ので、失業に伴い住居を失うケースが多い。これはリーマンショック後の状況が明らかにしている。45 歳以上の労働者、とりわけ 65 歳以上の被解雇者は再就職の見込みはほとんどないと思われる。こうした想定には単身者や独居老人のケースが当てはまり、日本人の非正規労働者の場合と同じである。

② こうした労働者の中でも、日系人労働者受入の初期段階で入国し業務請負業で働いてきた者は、日本語の理解が十分でない者も多くみられ、長年の労働生活で身体に何らかの障害(とりわけ足や腰)や心疾患や糖尿病などの疾病を抱えている。保険制度外の何等かの治療を受けることが出来る措置も構築する必要がある。

③ ブラジルなど本国に引受手がなく、或いは帰国に必要な旅券等の文書をなくした者、帰国費用がない者等、帰国することが事実上不可能な者も存在する。

④ 疾病･傷害により就労不可能になった者の治療を含む一時的な保護も考慮しなければならない。

⑤ 今後、特に重要になってくるのが、日本での各種の老人介護サービスを提供できるようにす

あることを述べた。

るための行政手続の問題もある。

これらについては、とりわけ最も早く高年齢化を迎えつつある第一世代については、介護保険非加入者の保護をどのようにするのか？行政対応が困難とすれば、まずは日系人のコミュニティが何らかの対応をすることになるが、それに対して支援団体がどのような連携を行えるのか検討し、日系人コミュニティとの交流をすぐにも始める必要がある。ここでは大泉町において試みられてきた町外支援団体の事例を見ることにする[18]。

日系ブラジル人を含む日系ラティーノ高年齢市民に対する支援は従って、多様な、広範にわたる包括的な支援でなければならないことを理解しなければならない。報告者が目にすることが出来た、ボランティア団体などによるそうした支援の模索に着手し始めたケースの幾つかを参考のために示しておく。それらは、

① 解雇（高齢のために新たな仕事に就けないケースを含む）され、住居を失った者に対する一時的保護のための場所（ベッド、食事が最低条件）の提供、就職・帰国や、その他様々なケアを行える場所の提供。しかし情報が広がり、全国からケアを受けるために多くの者がやってきたことから、地元住民の批判や行政の対応拒否など、軋轢を生じ、事業を縮小したが、昨年末に閉鎖されたケースがある。閉鎖されるまでの 2 年 6 か月間に 270 人のためのシェルターとして機能した。

② 30 年の日本各地での就労の結果、足に障害を負い、職を失った 74 歳の男性が一時的保保護施設にたどり着き、サンパウロに居住する子供が引き受けることになり、帰国することになったが、帰国費用を工面することが出来ず、また旅券を失っていたので、旅費の工面と旅券再発行を申請する必要もあった。そこでボランティア団体のメンバーが旅費をカンパし、旅券再発行の申請を代行し、無事帰国したケースもあった。

③ 40 代の男性の失業中の一時的保護のケースでは、他県での職が見つかったが 1 ヶ月ほどの期間を待たなければならず、その間ボランティア団体の斡旋により町内のレストランでアルバイトをすることが決まったケースがある。高年齢者はこうした就職先を見つけることすら困難であると思われる。

④ 帰国できない、働くことが出来ない高年齢者のケースでは、生活保護を受給して、安い賃貸アパートで生活するか或いは特別養護老人ホームに入居できるか、或いは何らかのシェルターに保護されるかである。必要な資金或いは生活費は、生活保護申請は弁護士或いは申請支援活動をするボランティアの付き添いが事実上必要である場合がほとんどである。さらにまた、日本語が十分でない彼らには、日系ラティーノ専用の施設が望ましいことは人道的対応として望ましい。この専用施設とするためにして設置場所の自治体（木更津市）と協議している支援団体がある。可能性が見えてきたとの情報がある。

⑤ 人は最後には何らかの形態で適切に埋葬されるのが、死者に対する尊厳を表す人道的文化である。この施設を作り・運営するボランティア団体がある。2 年前に造られた八王子市の墓苑に作られた共同埋葬施設は、現在 8 体遺骨の外国人が埋葬され、それぞれの宗教に従って供養が行われている。

想定される可能な解決策について

報告者が見たケースはいずれもボランティア団体或いは個人的に行われた支援であった。但し、多

[18] 以下の記述は、2022 年 10 月 9 日、サンパウロで開催された CIATE 国際フォーラムにおいて執筆者が行ったスピーチを部分的に若干修正した一部である。

くの外国人居住自治体（直接或いは国際交流協会などを通じ）で行われている活動があり、それは行政へのアクセスを可能にする、各国語による広報紙である。上述したように大泉町では「Informativo GARAPA」と云う名前で、日本語広報紙の翻訳をした広報誌が作られ、特別号として、例えば「日本の教育」制度やその他制度の理解を周知させるための広報紙（これには日本語も併記されている）も出されている。これら活動は日伯学園の高野祥子氏や初期に大泉町に移住した日系ブラジル人の中の日本語に熟達した複数のキーパーソンの活動が大きな貢献をした。しかしながらペーパーによる情報伝達には限界があり、コミュニティ形成には無力であるとの指摘もなされている。

にもかかわらず大泉町では事情が異なった。これら行政の施策を支えたのは、1990 年代に存在した「東毛地区雇用安定促進協議会」の存在であり、それは日本住民のコミュニティをリードし、同時に日系ラティーノのコミュニティ形成を支援するとともに、両コミュニティを結びつける結節点となる役割を果たしたと思われる（キーパーソン或いはキー団体）。コミュニティ形成にペーパーと相乗効果が存在した。しかしながら、1995 年をピークに協議会の力は衰えを見せ始め、1999 年の解散後は、両コミュニティの結節点で活動したリーダーたちの活動に委ねられ、それを支える力のある組織を失った[19]。

2001 年の町長選挙で、真下町長から始まった日系ブラジル人労働者に対する人道的な対応は、それを引継いだ高野和男町長が長谷川洋氏に敗れ、全面的ではないがこれまで町行政を支えてきたリーダーが町行政の表舞台から姿を消し、代わって第三次産業のより若い経営者グループが町長を支えることになった。その結果、日系ラティーノに対する町の人道的な対応は変化していった。一つの例がサンバパレードへの補助の打切りが象徴的なケースであったと云える。町行政は一般的に、窓口手続きなどについて国の政策に従った杓子定規な対応に変化し始め、支援を求めるニッケラティーノの具体的な状況を考慮することが少なくなってきた。例えば、日系ラティーノ・コミュニティを強化するための方策として、公立のブラジル人学校

[19] 組織を解散した理由の一つは、雇用コスト負担に耐えられなかったことがあげられる。「東毛地区雇用安定促進協議会」は、直接雇用は人材ビジネスによる仲介による雇用或いは業務請負の形で工場に労働力として導入する形態（間接雇用）は雇用に比べて、仲介業者に支払うコストが不要になると計算し、その分賃金を引上げ得ると受入当初には考えていた。しかし、協議会に支払う費用（主として日系ブラジル人の雇用人数に応じて支払う共通のリクルート及び管理コストの負担）、受入工場が負担する、一人の外国人労働者を雇用するに必要なリクルートコスト、福利厚生（住民間の紛争解決やゴミ出し、行政との対応などを含む家庭生活の面倒を見る通訳の雇用など）にかかるコストや職場における通訳コストなどの負担をどの程度考慮していたのか？人材ビジネスは、業務請負として雇用している外国人労働者に対して管理費として時間給の 1.5%－2.5%程度を徴収し、残りを賃金として労働者に支払うことになっている。徴収した管理費は通勤送迎、通訳（生活並びに職場における）、募集広告費などのリクルート費用、人材ビジネスに雇用される従業員の賃金並びにその他事業経理に必要な費用に充てる。従って間接雇用で外国人労働者を受入れると福利厚生費などの追加的負担は受入工場に発生しない。1990 年代後半から顕著になった外国人労働者の需要の高まりは、受入コストを高騰させ、直接雇用の方式ではコスト的に無理が出てきたと考えられる。人材ビジネスが受け取る管理費の割合は変わらなかったので、管理費は増加し、より多くの外国人労働者を日本に導入し、年々増加する受入を希望する工場に多くの労働力を供給する体制が整ってきた。「東毛地区雇用安定促進協議会」はこの動きに敗れざるを得なかったと考えられる。詳細については尾崎：2014 を参照されたい。

を設立したいとの同コミュニティの強い要望は、協議会時代の伝統的なリーダーたちによって大きな支援を得て活動したが、最終的には町長の判断で協議打ち切りとなってしまった（このために、私立の日伯学園を町行政の支援なく設立し、運営しなければならないことになった）。

21 世紀に入って以来、こうした変化は日系ラティーノ・コミュニティのリーダーたちの活動を阻害し、彼らは帰国し或いは町外に転出し、コミュニティの活力が失われていった。現在、伝統的なリーダー（彼らの二世を含め）たちはその後に設置された大泉町観光協会や国際交流協会（任意団体）並びに大泉商工会に散在するようになり、日系ラティーノの新しいリーダーを育成し始めているが、彼らの確固たるコミュニティを形成するところには至っていない。大泉町の多文化共生は、こうした分散化したリーダーをどのように糾合するか、大きな課題を抱えている。報告者がアドバイザーを務めている研究会もこの課題を解決しようと努力している。

もう一つの課題は、2019 年 6 月以降ブラジリアン・プラザを拠点として支援活動をしている、Restart Community と町及び伝統的リーダーとの提携ができていないことである。この団体の活動は支援対象を大泉町在留者に限らず、全国に居住している日系ラティーノを対象とする。しかしながら一時的保護施設としての認可を受ける交渉において、大泉町や群馬県行政と対立した経緯があり、また伝統的リーダーたちの評価も高くない現状がある。いわば、よそ者組織と見なされている。1996 年に開業したブラジリアン・プラザはこれまで日系ラティーノが情報交換などをする重要な拠点で、彼らのコミュニティの広場であった。しかしその生命は 8 年弱と短く、町内に進出してきた複数のスーパー・マーケットとの競争（彼らは日系ラティーノ用の商品を数多くそろえた）に敗れ、2001 年には松本レコードが営業を引継いだが、ついに廃業やむなしに至り、2014 年アバンセ・コーポレイションに売却し、現在に至っている。現在、ブラジリアン・プラザは日系ラティーノのコミュニティの拠点になり得ていない。フード・バンク事業や、貸しホール事業などもしているが、地元の日系ラティーノが活動に参加しておらず、それは町外の活動家だけで運営するやり方をとっているためである[20]。建物の老朽化を補修する必要があるけれども、一つの提案として、1 階のホールをカフェが飲める広場とし、2 階をホールとして貸し出すというのも日系

[20] 町外の活動家が主体である Restart Community は、2022 年 4 月から 2023 年 3 月の活動内容の報告書において、地元との調和を掲げ、ブラジリアン・プラザの集客力を高め、地元行政との連携を構築するなどの目標を打ち出した。新たな活動として採用された実施した活動の評価として、地元行政との連携構築では「大泉町社会福祉協議会に対してフード・バンクを通じて支援し、桐生市のフード・バンクを支援」したとし、地元との融和では「地元派遣会社へ人の紹介を通じて、交流を深めているところ」であり「イベントで地元住民のボランティア支援者が少しずつ集まりつつある」と判定している。これら新しい活動はまだ始まったばかりのようで、方向的に地元住民や行政との十羽の成果が得られるのか不明であるが、これでは日系ラティーノ・コミュニティの成長を支援し、リーダー育成にどれだけ貢献できる可能性があるのか、悲観的にならざるを得ないのが現状であろう。ブラジリアン・プラザの施設を財政的に維持するために事業活動が必要である点は理解できるが、それらが結果的に、日系ラティーノ・コミュニティ自身の自主的な成長を阻んでいるように思われる。誤解の無いように述べておくが、執筆者は Restart Community の諸活動を批判するものではない。むしろ困窮している移住者や貧困にあえぐ住民に対する活動、すなわちシュエルターの提供、生活相談・支援、職業訓練、働く場の提供、子ども食堂の試みやフード・バンクの実施など、包括的な支援活動として特筆に値するものであると理解している。

ラティーノ・コミュニティ形成を促す機能を果たせるのかもしれない。その場合、運営を観光協会に委ね、観光協会を軸として日本人居住者コミュニティとの結節点として利用させることで、両コミュニティのリーダーの育成と交流が復活するのではないか。報告者の構想では、こうした自然な両コミュニティの交流を通じて、日本人コミュニティと日系ラティーノ・コミュニティとの交流を深めることで、日系ラティーノの高年齢化問題も両コミュニティで情報交換や話し合われ、解決すべき提案を、町行政と協議することが出来るものと思われる。まずは日系ラティーノ・コミュニティを復活させ、町のリーダーたちを先頭に日本人コミュニティの充実を図ることが最初の一歩であると考える。

[参考文献]

[大泉町誌（上）：1978]大泉町「大泉町誌（上）1978 年 3 月 30 日

[大泉町誌（下）：1983]大泉町「大泉町誌（下)」1983 年 3 月 18 日

[大泉町：2020]大泉町「大泉町人口ビジョン 2020 年 3 月改定版」2020 年 3 月

［岡野：2020］岡野護編著「年表：移住 150 年史：邦人・日系人・メディアの足跡」風響社、2020 年 9 月（2020 年 7 月まで）

[尾崎：2014]尾崎正利「移住労働者の就労斡旋システムと法規制：日系ブラジル人の還流移動を中心に」青森中央学院大学研究紀要 22 号、2014 年 3 月

[尾崎：2019]尾崎正利「日本の外国人労働者受入政策の変化の中で日系中南米人の労働移動を考える」Anais do Simposio Internacional do CIATE: REflexos Oriundos dos 30 Anos da Reforma da Lei da Imigração para Trabalhadores Nikkeis no Japao; Trabalho, Educaço e Empreendedorismo, CIATE, 2019, Sao Paulo

[喜多川：1993]喜多川豊宇「1993 年大泉町における日系ブラジル人の生活構造・意識調査概要：1992 年浜松調査との比較になかで」社会学研究所年報（東洋大学）26 号、1993 年

[喜多川：1994]喜多川豊宇「大泉町における日系ブラジル人の生活構造と意識：定住社会の形成」社会学研究所年報（東洋大学）27 号、1994 年

[喜多川：1997]喜多川豊宇「ブラジル・タウンの形成とディアスポラ：日系ブラジル人の定住化に関する 7 年継続大泉町調査」社会学部紀要（東洋大学）34 巻 3 号、1997 年 3 月

[群馬県：2021]群馬県総務部統計課「群馬県の工業：令和 2 年工業統計調査結果報告書」2021 年 9 月、

[林：2019]林隆春「外国人労働者活用術：超人材難時代を生き残るダイバーシティ戦略」幻冬舎、2019 年 8 月

[サンパウロ人文科学研究所：1997]サンパウロ人文科学研究所編「ブラジル日本移民史年表」1997 年 4 月（1995 年まで）

[サンパウロ人文科学研究所：2011]サンパウロ人文科学研究所編「ブラジル日本移民・日系社会史年表（補遺版)」2011 年 11 月（1996 年-2010 年）

[上毛新聞社：1997] 上毛新聞社「サンバの町から：外国人と共に生きる　群馬・大泉」上毛新聞社、1997 年 3 月

［上毛新聞社：2022］上毛新聞社「サンバの町それから：外国人と共に生きる群馬。大泉」上毛新聞営業局出版編集部、2022 年 3 月

[藤崎：1991]藤崎康夫「出稼ぎ日系外国人労働者」明石書店、1991 年 3 月 31 日

[室橋：2023]室橋裕和「北関東の異界：エスニック国道 354 号線：絶品メシとリアル日本」新潮社、2023 年 3 月 15 日

[渡辺：1995]渡辺雅子編著「共同研究出稼ぎ日系ブラジル人　下：資料編」明石書店、1995 年 10 月

ドイツ障害者雇用にかかるスケッチ　第 4 回

第 4 章　ドイツおよび EU 法における非社員業務執行役員の労働者性の議論状況

小西啓文*)

はじめに

本稿は、前号に引き続き、ドイツの障害者雇用にかかるスケッチを短く執筆する。

労働問題研究所は今般「うつ病に罹患した従業員に対する処遇と復職をめぐる問題～三重県内における小規模事業所の対応と課題～実務に焦点を当てた研究部会中間報告」を QUARTERLY REVIEW IWHR WINTER DECEMBER 2022　NO.1 において公表した。大変興味深い内容であるが、ドイツの職場復帰の手続については前号のスケッチで紹介したので、本号では、中央大学法学部教授であった唐津博教授の法学新報での古稀論文集に掲載した（耳慣れない言葉ではあるが）非社員業務執行役員の労働者性を検討し、重度障害者としての保護の可能性を論じるハーゼ論文[1]を紹介した拙稿[2]を要約しつつ、非社員業務執行役員の労働者性の議論状況について簡単に紹介したい。

II　カーステン・ハーゼ「EU 司法裁判所、連邦通常裁判所そして連邦労働裁判所の裁判の観点における一般平等取扱法及び社会法典第 9 編に基づく有限責任会社の（重度）障害のあるまたは同等の業務執行者に対する差別法的な解雇保護」

1　同論文の紹介[3]

さて、同論文の「1　導入」から、この論文がなにをどのように議論するものか簡単に確認しておきたい。ハーゼによれば、業務執行者の法的地位をめぐっては裁判と学説において、国内法と EU 法において長年議論がなされている。この議論は、業務執行者が労働者保護規定上で訴えうるかどうかという問題である。これと関係するのが（重度）障害のある業務執行者が（重度）障害のある労働者の差別保護的な解雇

---

*)執筆者は明治大学法学部教授、第 1 章及び第 2 章は IWHR 研究年報創刊号 1-16 頁に、第 3 章は同誌 4 号 22-28 頁に掲載されている。

[1] Karsten Haase,Der diskriminierungsrechtliche Kündigungsschutz des (schwer-)behinderten oder einem solchen gleichgestellten Geschäftsführers einer GmbH nach dem AGG und dem SGB IX im Lichte der Rechtsprechung des EuGH,des BGH und des BAG.このハーゼ論文が所収されている本はフランツ・ヨゼフ・デュベル教授の 75 歳祝賀の本であり（Nora Düwell,Inken Gallner,Karsten Haase,Martin Wolmerath(Hrsg.),Auf dem Weg zu einem sozialen und inklusiven Rechtstaat -Covid-19 als Herausforderung,Nomos,2021）、筆者も翻訳された論文を掲載して頂いたが、このデュベル先生は独日労働法協会の会長でもある。既報の通り、筆者は 2019 年春から 2020 年夏にかけて約 1 年半にわたり家族でドイツはミュンヘンに留学した。その際、独日労働法協会の事務局を担っていたのがこのハーゼ弁護士であり、とりわけコロナ禍で行政手続がストップし窮地に立たされた我々家族は、大変お世話になった。改めてお礼申し上げたい。

[2] 小西啓文「ドイツおよび EU 法における非社員業務執行役員の労働者性の議論状況からみた障害者雇用の課題―ハーゼ論文を導きの糸として」法学新報 129 巻 8・9 号（2023 年）323 頁。なお、拙稿執筆にあたり、橋本陽子『労働者の基本概念－労働者性の判断要素と判断方法』（弘文堂、2021 年）256 頁以下を参照したため、本スケッチでもその旨を記載することにする。

[3] Haase,a.a.O.,S.327f.

保護を請求できるかどうか、できるとしてどこまでできるかである。

重度障害のある業務執行者または重度障害と同等の業務執行者が解雇保護を請求できるかどうか、2017 年の EU 司法裁判所のミルコバ Milkova 判決に至るまで、裁判と学説においては、おおかた否定されてきた。EU 司法裁判所は、ブルガリアの女性公務員が、ドイツ法と比較可能なブルガリアの労働者特別解雇保護を、国連障害者権利条約 27 条 1 項を委任する EU 憲章 20 条、21 条、51 条 1 項 1 文に基づく同権原則に基づき、請求することができることを、このミルコバ判決で肯定した。同判決以降、（ドイツの）学説においては、この者が有限責任会社にかかる命令に拘束される従属関係にある EU 法上の労働者である限り、ドイツ法にいう重度障害のある又はそれと同等の業務執行者にもあてはまるに違いないとの声が増えた。国内裁判所または EU 司法裁判所の判決はこれに関して――明白には――長い間下されてこなかったが、この判決は、（重度）障害のある業務遂行者が重度障害を理由とした任用 Anstellung 関係の解約のケースについての検討のきっかけを与えることになった[4]。

議論のための出発点は非社員業務執行役員 Fremdgeschäftsführer の差別法的な解雇保護にかかる連邦通常裁判所 BGH の 2019 年に下された非常に注目すべき判決である。この判決は年齢を理由とする差別に基づく任用関係の解約告知を含むものであった。連邦通常裁判所はこの判決でこれまでの裁判例から部分的に転向し、非社員業務執行役員を、いずれにせよその使用関係の解約告知に際して、EU 法の労働者と評価した[5]。

（重度）障害のある業務執行役員に、（重度障害者法的な解雇保護も同様だが）差別法的な解雇保護があるかどうかは、その法的地位にかかる問題に左右される。

2　業務執行役員の法的地位

（1）　国内法に基づく業務執行役員の法的地位[6]

ハーゼによれば、なにが業務執行役員の法的地位と、その任用関係の法的性質に関係するかは国内法とＥＵ法とで区別される。有限会社の任用関係が民法 611a 条の意味における労働関係として、または民法 611 条、675 条の意味における営業の管理 Geschäftsbesorgung の性質を伴う役務契約として評価されるべきかの争いは、ドイツ法においては数十年来裁判と学説において議論のある論争対象であり、連邦通常裁判所は、業務執行役員の任用関係は例外なく、民法 611 条、675 条の意味における経営管理の自由な役務関係と性格づけてきたのに対し、連邦労働裁判所は原則として業務執行役員の指揮関係は労働関係ではなく、業務執行役員は有限会社の労働者ではないものの、業務執行役員に営業法 GewO106 条の意味における強い指揮拘束性とそれに基づく個人的な従属が認められる極めて例外的なケースにおいて、労働者の地位を帰属させた、という。

（2）EU 法に基づく業務執行役員の法的地位[7]

つぎにハーゼは EU 法の議論を紹介している。「有限会社の業務執行役員の法的地位をめぐる議論はダ

---

[4] ミルコバ判決で問題になった公務員の解雇における特別の事前の保護は、カーステン・ハーゼ[橋本陽子訳]「有限会社の業務執行役員の法的地位：使用者、使用者類似の者または労働者？－ドイツ法および EU 法の観点からの検討」橋本陽子編『EU・ドイツの労働者概念と労働時間法』（信山社、2020 年）99 頁によると、障害者である労働者にのみ保護を定める規制であり、ポジティブ・アクションと評価されている。

[5] 橋本・前掲注 2 ・258 頁によると同判決は 2019 年 3 月 26 日のものと考えられる。

[6] Haase,a.a.O.,S.329ff.

[7] Haase,a.a.O.,S.332ff.

ノザ Danosa、バルカヤ Balkaya、そしてホルターマン Holterman 判決以来、新しい、そしてそれまで思いもよらなかった力学を含むものであった。EU 司法裁判所はこれらの決定で、業務執行役員に EU 法上、有限会社の労働者としての資格がありうることを確認した」。

①EU 運営条約 AEUV45 条の意味における第一次法の労働者概念[8]

労働者の EU 法上の概念は EU の第一次法でも第二次法でも定義されていない。業務執行役員が有限会社の労働者でありうるかどうかという問題の答えに対して、EU 司法裁判所は通常、EU 運営条約 AEUV45 条に基づく労働者の移動の自由の権利における労働者概念を引き合いに出し、それを同裁判所は、その後の議論の方向を指し示したローリーブリューム Lawrie-Blum 判決以来、どの裁判にも常に刻印した。この労働者概念については、労働者の移動の自由とともにあらわれるすべての規範領域に対して、統一的な EU 法の解釈の土台になる、EU 法の自主的な概念が問題になる。それは広く解釈され、労働関係を当該の人の権利および義務の観点において特徴づける客観的基準に基づいて定義される。

労働関係の本質的なメルクマールは『誰かある者がある一定の期間、他の者に対して、その指示に基づき、反対給付を報酬として受け取るために給付を提供すること』である」。

②業務執行役員のＥＵ法上の地位に関するＥＵ司法裁判所の裁判[9]

ＥＵ司法裁判所はダノザ判決において、ＥＵの指令 92／85 の自主的に決定された労働者概念に関して判断を下し、妊娠した業務執行役員が同指令の意味における労働者であり、向自的に請求できる、とした[10]。そして、EU 司法裁判所はバルヤカ判決において 1998／59／EC 指令の一定の労働者概念に自主的に zum autonom 判断したこと、つづいて EU 司法裁判所はホルターマン判決において、ブリュッセル第１規則 44／2001 に関して、少数派社員兼業務執行役員 Miderheitsgesellschafter-Geschäftsführer が会社の会議へ支配的影響がないならば EU 法上の労働者でありうることを紹介している。

以上に基づき、ハーゼは、EU 司法裁判所の確立した裁判によると、「有限会社への関与を欠き、従って EU 運営条約 45 条の意味において会社の会議とその意思形成へ一定の影響を欠く非社員業務執行役員は、有限会社にかかる指揮に拘束された従属関係において EU 法上の労働者である。会社の会議とその意思形成に一定の影響のない少数派社員兼業務執行役員もそれにほかならない。というのも、有限会社への影響可能性は相当程度ではなく、この者もまた、EU 司法裁判所の裁判の意味において EU 運営条約 45 条に基づき、有限会社にかかる指揮に拘束された従属関係において労働者であるからである」という。

3　小括

「Milkova 事件先決裁定をドイツ法に適切に取り入れるならば、EU 運営条約 45 条にいう EU 法上の労働者であると認められ、指揮命令に拘束された従属関係において就労する、重度障害を有する業務遂行役員は……特別の解雇制限を主張することができることになる」[11]。残念ながら、唐津先生古稀に掲載した拙稿では、筆者の能力的限界からハーゼ論文をすべて紹介することはできなかったため、橋本訳から暫定的な結論を紹介したが、本スケッチでも同様に、この一文を紹介することにした。

---

[8] Haase,a.a.O.,S.332f.

[9] Haase,a.a.O.,S.333ff.

[10] ハーゼ[橋本訳]・前掲注４・83 頁はダノザ判決を「形式的に、国内法上、独立自営業者に分類されていることによって、その独立性が単に見せかけにすぎず、労働関係を隠蔽しているにすぎない場合には、ある者が指令 92／85 号にいう労働者であると評価されることが妨げられることにはならない」としたものと紹介している。

[11] ハーゼ[橋本訳]・前掲注 4・101 頁。

筆者は、この間、「働く者」のあいだで、社会保障に格差があることの問題性を論じる機会に何度となく恵まれてきた。ただし、その論じ方は、労働者ではないが、従来の自営業者とも違う、「新しい自営」をどのように保護すべきか、というものであった[12]。

それが今回、ドイツの非社員業務遂行役員を紹介する中で、使用者側の者の中にも労働者性が認められうる者がおり、ドイツにおいてはこの者に対して障害者雇用の考え方をどのように拡張するか議論があることを知ったわけである。このような者もやはり「働く者」であると考えれば、分け隔てなく保護がされるべきである、ということになるのかもしれない。このように「労働者」の範囲を広めていくことで障害者雇用の考え方を拡張していくことが日本法においても望ましい方向性なのかどうか。

かつて、筆者はドイツの法定雇用率制度を紹介したことがある[13]。そして、思い返せばそのなかで、今回取り上げたような非社員業務執行役員の取り扱いについても若干取り上げていたのであった。もっとも、その論文のなかでも指摘したが、雇用率制度は福祉国家的な使用者間の調整の仕組みであり、その割合（「率」）に入れなかった者が入れなかったことについて仮に企業を訴えても、企業の側に雇用義務があるものではない[14]。裏を返せば、求職者側がその「率」に入ることを争うことは難しい。

他方、日本法においても導入された合理的配慮は、これまでのスケッチでも取り上げてきたが、もともとそれを実施しないことを「差別」と構成するものであり、本来的に「権利性」が高いツールである。日本の障害者雇用促進法では、採用の際には申し出により、そして、採用後は申し出なく認められる。

ところで、アメリカ法の合理的配慮を詳論する長谷川珠子『障害者雇用と合理的配慮―日米の比較法研究』（日本評論社、2018 年）はイギリスについても若干紹介しており、「イギリスでは、1944 年に制定された『障害者（雇用）法』により、被用者数 20 人以上の使用者について、雇用率を 3 %とする雇用率制度が実施されていたが、1995 年障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act1995,以下、「DDA」という）の施行（1996 年 12 月）に伴い、廃止された」というが、雇用率制度を廃止する背景には合理的配慮の導入があったと聞く。その結果、障害者の雇用の促進に資したか、という問いもあろうが、「量」の拡大ばかり考えると「雇用の質」とでもいうべきであろうか、今回取り上げたような望まない雇用終了という結果が頻繁に起きることにもなろう。それでは、ハローワークへの届出制度と紛争解決援助制度がある程度である日本法へ今回取り上げたようなドイツ法の特別な解雇制限手続を導入すべきなのか、あるいは、イギリス法のように、合理的配慮があれば、雇用率制度は不要である、という道を進むべきか。かつて日本法においても高齢者雇用の領域に雇用率制度があり、それが定年の延長などを実施していくなかで廃止したという歴史があったことを簡単にではあるが指摘[15]して、今後の検討課題を提示しつつ本稿を閉じたい。[2023 年 7 月 17 日脱稿]［未完］

---

[12] 小西啓文「労災保険の特別加入制度と『労災保険の社会保障化』再論」社会保障法 38 号（2022 年）148 頁。

[13] 小西啓文「法定雇用率制度の比較法的考察－ドイツ法を参考として」日本労働研究雑誌 685 号（2017 年）33 頁。

[14] 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部編『障害者雇用促進法の逐条解説』（日刊労働通信社、2003 年）161 頁。

[15] 小西康之「中高年齢層における就労・生活と法政策」野川忍・山川隆一・荒木尚志・渡邊絹子[編]『変貌する雇用・就労モデルと労働法の課題』（商事法務、2015 年）417 頁。

2022 年度活動報告

1　2023 年 4 月 1 日(土) 2022 年度定例理事会開催（県民交流センター交流スペース 6：13：30-14：30）
2.2022 年 7 月 1 日(金)IWHR 研究年俸 4 号印刷完了
3　7 月 2 日(土)2022 年度定例年次総会開催（アスト津 5 階研修室 B：13：30-14：30）
4.7 月 16 日 IWHR 年報 4 号の発行と会費の請求書を発送
（IWHR 研究年報 3 号の内容は論文三編・研究ノート・提言・雑報
5　11 月 7 日（月）2022 年度第 1 回臨時理事会を開催（県民交流センタースペース 616：00-17：00）
6　12 月 5 日(月)Quarterly Review 創刊号を公刊
6.12 月 15 日(水)CIATE 専務理事影山新弁護士が事務所を訪問。
７2023 年 3 月 25 日(土)第 20 回特別セミナーの開催：講師は根岸忠高知県立大学文化学部准教授、論題は「外国人への社会保障制度の適用に関する現状と課題：外国人労働者を中心に」、ウインクあいち 1105 号室、13：30-15：30

2023 年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）活動予定

定例年次総会は 7 月 8 日（午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで）を対面式で開催することが、2022 年度の定例理事会（2023 年 4 月 1 日で決定)。

＜セミナーの開催予定＞
1. 8 月 27 日（日）　第 21 回特別セミナー
　　陳　一氏（金沢大学法科大学院客員教授）
　　「台湾に『労働事件法』の概要と個別労働紛争処理の枠組み」アスト津（13：30-15：30）
2. 10 月 14 日（土）　第 22 回特別セミナー、青森中央学院大学との共催で行われます。
　　吾郷眞一　氏
　　「ビジネスと人権」

年報第 5 号の発行（8 月 15 日前後に公刊の予定

Quarterly Review は 2 号を会員に送付済み、3 号以下 5 号は順次編集、送付の予定。4 号送付の段階で、国立国家図書館に登録し、納本する予定。

掲載原稿審査規定

前文：審査規定の趣旨

この規定は、IWHR 研究年報に掲載される論文及びその他の文書に関する審査に関する規則を定める。この規定に定めがない場合、理事会はその解釈について 1 項の趣旨に照らして編集委員会に付託する。編集委員会は当該付託を受理したのち速やかに解釈の原案或いは新たに作成する場合にはその原案を作成し、理事会に送付しなければならない。

1項　掲載原稿の提出

掲載を求める者は、理事会が定める日までに、編集長に提出しなければならない。

2項　編集長は、原稿を受理した後、速やかに編集委員会に諮り、審査担当者（査読者）を決定し、審査担当者に審査を付託することとする。

3項　審査担当者は、所定の審査基準を満たしているかどうかを判断し、その旨を編集長に報告しなければならない。

4項　審査担当者が行う審査報告には、審査基準を満たしていない箇所についてそれを明示しなければならない。但し、微細な訂正・修正等がなされれば審査基準を満たすと判断される場合には、編集長にその旨を付記するものとする。この場合、編集長は執筆者に対して訂正・修正等審査担当者の意見に従う旨の承諾が得られれば、当該箇所の訂正・修正のうえ審査基準を満たした論文と見なすことができる。

5項　審査基準

この規定は、労働問題研究所の研究成果並びに研究所の活動の趣旨に賛同して自主的に研究した成果について、研究活動の適正化及び質的向上を図り、研究成果が社会に広く利用され、IWHR 研究年報が労働者の人権擁護に関してグル―バルな社会・経済の発展に貢献することを目的として行われる。

1 号　論文として掲載を希望する現行の審査は、学術論文に準じた体裁を持ち、内容の独創性、論理的一貫性、理論的発展性、適時性、社会的貢献性等が満たされていることを基準とする。とりわけ、他の研究論文等を引用する場合には、注記・出典或いはカッコ書きなどを使用して自己の見解との明確な区分をしなければならない。

2 号　資料等の審査については、前 1 号に準じる。但し、ヒアリング調査等の記録はヒアリング実施の時期、場所、対応者を明確にすることが求められるが、対応者については匿名を希望する場合にはこの限りでない。

3 号　労使紛争の経過等を記録する原稿の場合、前 1 号及び 2 号は適用されない。但し、記録する事件のプロセスについてはとりわけ、可能な限り客観性を維持することが求められる。

6項　編集委員

編集委員は、理事会が指名する 3 名の委員から構成され、編集長は互選による。任期は 2 年間とする。

補則：設立時の委員の任期は 2019 年 4 月 1 日から 2 年間とする。

7項　審査担当者（査読者）

審査担当者は、原稿の内容等に鑑みて、編集長が指名するものとする。審査担当者は審査を公平及び公正に行う義務を負う。

8項　原稿を投稿できる者

投稿者は、本研究所の正会員、賛助会員であって、団体会員の場合には当該団体の職員及び構成員を含むものとすること、並びに当研究所の活動の趣旨を理解し、研究所の研究活動に貢献しようとする者とする。

9項　原稿料

原稿料については、その額は研究所の財政的事情により適正に判断して決定されなければならない。

補則：当面は、研究活動補助金として、上限 5,000 円として、頁数などを考慮して決定し支払うものとする。

10 項 審査担当者への報酬

審査担当者への報酬については、1 件につき 5,000 円を上限とする。但し、当分の間、研究所の財政的状況に鑑みて原則無報酬とする。

11 項 編集委員会に事務局を設ける。編集に関する事務は事務局長がこれを行う。

12 項 電子版への投稿原稿については当分の間、本規定を準用する。

13 項 この規定は 2019 年 4 月 1 日より施行される。

［補則］2019 年 4 月に設置される編集委員会の委員会は、編集長：尾崎正利（理事長）、編集委員：雨宮照雄（正会員）及び編集委員：中畑裕之（正会員）により、2 年間の任期で構成されるものとする。

[参考]

2022 年 4 月 1 日

労働問題研究所 IWHR 年報、及び電子媒体における執筆要領

A4 判横書

余白は「やや狭い」を選択してください。（上及び下 25.4 ㎜：右及び左 19.05 ㎜）また段落は行間 0P

本文は MS 明朝 10P、段落は一文字分空けて改行

論題は 14P、中央

副論題は 12P、中央

執筆者名は 10.5P、右詰

見出し→章は中央、12P 上下一行空け、それ以下は一字空けて、10.5P 上だけ一行空け

注は、10P,自動で、頁の最後

なお、容量の大きい表、並びに図はすべて資料として本文の最後に掲載すること。また、本文は段組みをしないで提出してください。編集の段階で二段組みに転換します。その他必要があれば、編集委員会までご相談ください。

IWHR 研究年報の原稿については、毎年 6 月 1 日発行を予定しておりますので、執筆予定の方はできるだけ 5 月半ばを基本的締切日として、ご準備ください。執筆が遅れる場合、完成可能な日を早いうちにお知らせいただくとともに、論題等を予めお知らせください。

新たに発行する季刊電子媒体については締切日を特に設けておりません。